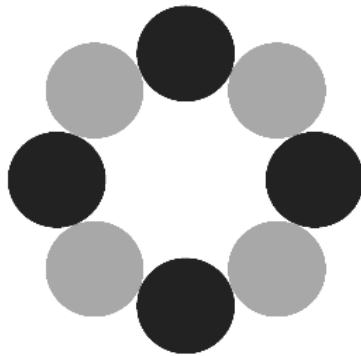


令和2年

# 南砺市議会12月会議

## 議案書



南砺市

# 令和2年12月会議提出案件

## 目 次

### 予算関係

議案第112号	令和2年度南砺市一般会計補正予算（第12号）……………5
議案第113号	令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第1号）……………56
議案第114号	令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………59
議案第115号	令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 （第3号）……………75
議案第116号	令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………89
議案第117号	令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）……………96
議案第118号	令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）……………115
議案第119号	令和2年度南砺市病院事業会計補正予算（第3号）……………129
議案第120号	令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）……………147
議案第121号	令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）……………158

### 条例関係

議案第122号	租税特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 について……………168
議案第123号	南砺市高瀬コミュニティ施設条例の全部改正について……………171
議案第124号	南砺市積立基金条例の一部改正について……………175
議案第125号	南砺市利賀農山村滞在型交流施設条例の一部改正について……………177
議案第126号	南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正について……………179
議案第127号	南砺市五箇山合掌の里条例の一部改正について……………181
議案第128号	南砺市利賀活性化施設条例の一部改正について……………184

### その他

議案第129号	高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更 に関する協議について……………187
---------	---

議案第130号	射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について……………	192
議案第131号	氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について……………	197
議案第132号	砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について……………	202
議案第133号	小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について……………	207
議案第134号	南砺市福野文化創造センター及び南砺市都市公園（やかた一号公園）の指定管理者の指定について……………	212
議案第135号	南砺市井波総合文化センター等の指定管理者の指定について……………	213
議案第136号	南砺市体育施設（南砺市城端西部体育館等）及び南砺市都市公園（城南中央公園）の指定管理者の指定について……………	214
議案第137号	南砺市体育施設（南砺市井波社会体育館等）の指定管理者の指定について……………	216
議案第138号	南砺市体育施設（南砺市福野体育館等）の指定管理者の指定について……………	217
議案第139号	南砺市体育施設（南砺市福光体育館等）の指定管理者の指定について……………	219
議案第140号	南砺市福野シルバーワークプラザ及び南砺市福野高齢者共同作業センターの指定管理者の指定について……………	220
議案第141号	南砺市デイサービスセンター（井口デイサービスセンター）の指定管理者の指定について……………	221
議案第142号	南砺市園芸植物園の指定管理者の指定について……………	222
議案第143号	南砺市農林漁業体験実習館施設（南砺市たいらスキー場「ロジ峰」）等の指定管理者の指定について……………	223
議案第144号	南砺市利賀農山村滞在型交流施設「スターフォレスト利賀」及び南砺市利賀活性化施設（利賀瞑想の郷等）の指定管理者の指定について……………	224
議案第145号	南砺市福光会館の指定管理者の指定について……………	225
議案第146号	南砺市城端伝統芸能会館の指定管理者の指定について……………	226

議案第147号	南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」及び南砺市福光紹興友好物産館の 指定管理者の指定について……………	227
議案第148号	南砺市桂湖レクリエーション施設（広場緑地等利用施設 休憩所等）の 指定管理者の指定について……………	228
議案第149号	南砺市井口カイニョと椿の森公園の指定管理者の指定について……………	229
議案第150号	南砺市たいらスキー場施設（南砺市たいらスキー場クロスカントリー場） の指定管理者の指定について……………	230

議案第112号

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度南砺市一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611,762千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,472,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料		298,900	8,516	307,416
	2. 手数料	66,791	8,516	75,307
16. 国庫支出金		9,368,767	149,709	9,518,476
	1. 国庫負担金	1,406,043	13,801	1,419,844
	2. 国庫補助金	7,955,235	134,262	8,089,497
	3. 国庫委託金	7,489	1,646	9,135
17. 県支出金		2,215,719	19,991	2,235,710
	1. 県負担金	721,196	4,020	725,216
	2. 県補助金	1,275,424	15,971	1,291,395
19. 寄附金		41,149	900	42,049
	1. 寄附金	41,149	900	42,049
20. 繰入金		1,669,965	17,905	1,687,870
	1. 繰入金	1,669,965	17,905	1,687,870
22. 諸収入		1,072,933	18,041	1,090,974
	5. 雑入	622,003	18,041	640,044
23. 市債		3,098,000	396,700	3,494,700
	1. 市債	3,098,000	396,700	3,494,700
歳入合計		39,861,029	611,762	40,472,791

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		235,993	△ 3,333	232,660
	1. 議会費	235,993	△ 3,333	232,660
2. 総務費		3,777,851	△ 116,926	3,660,925
	1. 総務管理費	3,183,913	△ 103,626	3,080,287
	2. 徴税費	286,838	△ 8,536	278,302
	3. 戸籍住民基本台帳 費	150,172	△ 4,483	145,689
	6. 監査委員費	21,640	△ 281	21,359
3. 民生費		13,522,158	△ 25,432	13,496,726
	1. 社会福祉費	10,179,238	△ 19,399	10,159,839
	2. 児童福祉費	3,342,920	△ 6,033	3,336,887
4. 衛生費		3,185,760	71,597	3,257,357
	1. 保健衛生費	2,312,596	63,819	2,376,415
	2. 環境費	873,164	7,778	880,942
6. 農林水産業費		1,729,726	21,953	1,751,679
	1. 農業費	1,001,216	15,998	1,017,214
	2. 農地費	215,807	5,564	221,371
	3. 林業費	510,311	391	510,702
7. 商工費		1,796,286	6,290	1,802,576
	1. 商工費	1,796,286	6,290	1,802,576

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		5,161,434	79,217	5,240,651
	1. 土木管理費	191,763	△ 1,975	189,788
	2. 道路橋梁費	2,062,291	70,752	2,133,043
	4. 都市計画費	2,651,184	5,440	2,656,624
	5. 住宅費	71,662	5,000	76,662
10. 教育費		4,010,024	578,396	4,588,420
	1. 教育総務費	414,678	24,002	438,680
	2. 小学校費	1,709,869	210,099	1,919,968
	3. 中学校費	575,708	290,490	866,198
	4. 社会教育費	918,368	49,193	967,561
	5. 保健体育費	391,401	4,612	396,013
歳 出 合 計		39,861,029	611,762	40,472,791



第2表

継 続 費 補 正

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10教育費	2小学校費	(仮称)井口地域義務教育学校整備事業	972,697	令和2年度	149,578	972,697	令和2年度	205,062
				令和3年度	823,119		令和3年度	767,635

第3表

## 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 なんと議会だより印刷製本業務	令和3年度	千円 1,952
令和2年度 広報なんと印刷製本業務	令和3年度	8,492
令和2年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	令和3年度	9,293
令和2年度 IP電話システム保守管理業務委託	令和3年度	3,190
令和2年度 福野市民センター庁舎樹木管理業務委託	令和3年度	1,784
令和2年度 福野市民センター空調設備保守点検業務委託	令和3年度	1,962
令和2年度 日常清掃業務委託	令和3年度	5,360
令和2年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	令和3年度	1,225
令和2年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	令和3年度	2,259
令和2年度 庁用車購入(2台)	令和3年度	4,062
令和2年度 戸籍総合システム保守業務委託	令和2年度	9,610
令和2年度 戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用料	令和2年度	9,900
令和2年度 住基ネットシステム保守業務委託	令和2年度	4,992

事 項	期 間	限度額
令和2年度 コンビニ交付サービス 利用料	令和2年度	6,600
令和2年度 緊急通報体制整備事業	令和3年度	3,096
令和2年度 地域包括支援センター 訪問用車両リース	令和3年度から 令和9年度まで	2,274
令和2年度 徘徊探知機支援事業	令和3年度	39
令和2年度 認知症高齢者徘徊S O S緊急ダイヤル設置事業	令和3年度	2,541
令和2年度 緊急通報装置監視業務 委託料	令和3年度	528
令和2年度 地域包括ケアセンター 屋内清掃業務委託	令和3年度	516
令和2年度 地域包括ケアセンター 定期清掃業務委託	令和3年度	1,664
令和2年度 地域包括ケアセンター 機械警備業務委託	令和3年度	103
令和2年度 地域包括ケアセンター 消防用設備等保守点検業務委託	令和3年度	380
令和2年度 地域包括ケアセンター 自動扉保守点検業務委託	令和3年度	121
令和2年度 地域包括ケアセンター 空調機保守点検業務委託	令和3年度	1,487
令和2年度 地域包括ケアセンター 昇降機保守点検業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,004
令和2年度 旅川福祉交流館エレ ベーター保守点検業務委託	令和3年度	249
令和2年度 予防接種業務委託	令和3年度	146,372

事 項	期 間	限度額
令和2年度 胸部レントゲン撮影・読影業務委託	令和3年度	11,456
令和2年度 集団がん検診等業務委託	令和3年度	25,563
令和2年度 新40歳人間ドック業務委託	令和3年度	1,636
令和2年度 母子健康診査業務委託	令和3年度	31,863
令和2年度 妊婦歯科健康診査業務委託	令和3年度	462
令和2年度 土地改良区施行事業補助金	令和3年度	4,740
令和2年度 散居景観保全事業補助金	令和3年度	6,416
令和2年度 園芸植物園指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	83,856
令和2年度 井口カイニョと樺の森公園指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	46,500
令和2年度 福光会館指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	29,874
令和2年度 桂湖施設指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	31,242
令和2年度 道の駅福光「なんと一福茶屋」等指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	23,481
令和2年度 たいらスキー場指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	92,298
令和2年度 外国語指導業務委託料	令和3年度	24,420
令和2年度 スクールバス運行業務委託 通常運行分(城端、平、上平、利賀、井波、福野及び福光の各地域)	令和3年度	39,058

事 項	期 間	限度額
令和2年度 福野文化創造センター 舞台芸術等プロデュース業務委託料	令和3年度	4,772
令和2年度 利賀芸術公園指定管理 料	令和3年度から 令和5年度まで	27,525
令和2年度 福光美術館定期清掃業 務委託	令和3年度	1,385
令和2年度 井波総合文化センター 等指定管理料	令和3年度	53,000
令和2年度 福野文化創造センター 等指定管理料	令和3年度	76,142
令和2年度 城端伝統芸能会館指定 管理料	令和3年度	39,721
令和2年度 城端西部体育館等指定 管理料	令和3年度	31,698
令和2年度 井波社会体育館等指定 管理料	令和3年度	26,352
令和2年度 福野体育館等指定管理 料	令和3年度	47,700
令和2年度 福光体育館等指定管理 料	令和3年度	26,754
令和2年度 たいらスキー場クロス カントリー場指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	4,137

第4表

## 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
一般会計出資債	71,700	1,700	73,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
学校教育施設等整備事業債	255,100	9,500	264,600			
辺地対策事業債	200,200	33,500	233,700			
過疎対策事業債	1,351,400	331,500	1,682,900			
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	71,600	20,500	92,100			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 使用料及び手数料	298,900	8,516	307,416
16. 国庫支出金	9,368,767	149,709	9,518,476
17. 県支出金	2,215,719	19,991	2,235,710
19. 寄附金	41,149	900	42,049
20. 繰入金	1,669,965	17,905	1,687,870
22. 諸収入	1,072,933	18,041	1,090,974
23. 市債	3,098,000	396,700	3,494,700
歳入合計	39,861,029	611,762	40,472,791

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	235,993	△ 3,333	232,660				△ 3,333
2. 総務費	3,777,851	△ 116,926	3,660,925	△ 12,039		30,139	△ 135,026
3. 民生費	13,522,158	△ 25,432	13,496,726	24,340		2,400	△ 52,172
4. 衛生費	3,185,760	71,597	3,257,357	42,100	1,700	8,516	19,281
6. 農林水産業費	1,729,726	21,953	1,751,679	10,347			11,606
7. 商工費	1,796,286	6,290	1,802,576				6,290
8. 土木費	5,161,434	79,217	5,240,651	41,195	32,300	4,802	920
10. 教育費	4,010,024	578,396	4,588,420	63,757	362,700		151,939
歳出合計	39,861,029	611,762	40,472,791	169,700	396,700	45,857	△ 495



## 2. 歳入

## 第 15 款 使用料及び手数料

## 第 2 項 手数料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生費手数料	41,368	8,516	49,884	1 環境費手数料	8,516	ごみ処理手数料 8,516
計	66,791	8,516	75,307			

## 第 16 款 国庫支出金

## 第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費負担金	1,314,026	13,801	1,327,827	2 児童福祉費負担金	13,801	子どものための教育・保育給付費国庫負担金[1/2] 13,801
計	1,406,043	13,801	1,419,844			

## 第 16 款 国庫支出金

## 第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,454,015	17,249	1,471,264	1 総務管理費補助金	17,249	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金[10/10] 17,249
2 民生費国庫補助金	5,241,930	275	5,242,205	1 社会福祉費補助金	275	地域生活支援事業補助金 [1/2] 275
5 土木費国庫補助金	921,734	41,195	962,929	1 道路橋梁費補助金	41,195	道路メンテナンス事業補助金[58.85/100] 41,195
7 教育費国庫補助金	330,514	63,757	394,271	2 小学校費補助金	29,718	学校施設環境改善交付金(小)[1/3] 29,570
						公立学校情報機器整備費補助金(小)[1/2] 148
				3 中学校費補助金	34,039	学校施設環境改善交付金(中)[1/3] 33,907
						公立学校情報機器整備費補助金(中)[1/2] 132
10 衛生費国庫補助金	2,554	11,786	14,340	1 保健衛生費補助金	11,786	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金[10/10] 11,786
計	7,955,235	134,262	8,089,497			

## 第 16 款 国庫支出金

## 第 3 項 国庫委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫委託金	7,110	1,646	8,756	1 社会福祉費委託金	1,646	国民年金事務費委託金[10/10] 1,646
計	7,489	1,646	9,135			

## 第 17 款 県支出金

## 第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	686,457	4,020	690,477	2 児童福祉費負担金	4,020	子どものための教育・保育給付費県費負担金[1/4] 4,020
計	721,196	4,020	725,216			

## 第 17 款 県支出金

## 第 2 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費県補助金	91,854	900	92,754	1 総務管理費補助金	900	移住支援金交付事業費補助金[国1/2, 県1/4] 900
2 民生費県補助金	223,871	4,724	228,595	1 社会福祉費補助金	346	民生委員児童委員費用弁償交付金[定額] 186 民生委員協議会活動費補助金[定額] 160
				2 児童福祉費補助金	4,378	児童福祉施設等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金[10/10] 4,400 施設型給付費等補助金[1/4] △22
4 農林水産業費県補助金	862,456	10,347	872,803	1 農業費補助金	10,347	中山間地域等直接支払交付金[国1/2, 県1/4] 4,252 中山間地域等直接支払推進交付金[国1/2] 95 がんばる女性起業発展支援事業補助金[1/2] 1,000 機構集積協力金交付事業補助金[国10/10] 5,000
計	1,275,424	15,971	1,291,395			

## 第 19 款 寄附金

## 第 1 項 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 指定寄附金	41,049	900	41,949	1 社会福祉費寄附金	200	社会福祉費寄附金 200
				8 総務管理費寄附金	700	災害対策費寄附金 700
計	41,149	900	42,049			

## 第 20 款 繰入金

## 第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	1,669,965	17,905	1,687,870	1 財政調整基金繰入金	△ 495	財政調整基金繰入金 △495
				10 施設等整備基金繰入金	4,100	施設等整備基金繰入金 4,100
				12 過疎地域自立促進基金繰入金	14,300	過疎地域自立促進基金繰入金 14,300
計	1,669,965	17,905	1,687,870			

## 第 22 款 諸収入

## 第 5 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	622,003	18,041	640,044	1 総務管理費雑入	15,139	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 12,939
						自治総合センター助成金 2,200
				4 民生費雑入	2,200	地域支援事業雑入 2,200
				8 道路橋梁費雑入	702	消雪施設移設補償金 702
計	622,003	18,041	640,044			

## 第 23 款 市債

## 第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 衛生債	85,900	1,700	87,600	1 保健衛生債	1,700	上水道一般会計出資債 1,700

## 第 23 款 市債

## 第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6 土木債	910,300	32,300	942,600	1		道路維持（辺地債） 26,600
				道路橋梁債	26,900	道路維持（過疎債） 300
				2		都市計画街路（過疎債） 5,400
8 教育債	814,900	342,200	1,157,100	1		学校教育施設整備事業（過疎債） 124,600
				小学校債	141,000	学校教育施設整備事業（辺地債） 6,900
						学校教育施設整備事業債 9,500
				2		学校教育施設整備事業（過疎債） 162,300
			中学校債	162,300		
			4		社会教育施設整備（過疎債） 38,900	
				社会教育施設費	38,900	
18 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	71,600	20,500	92,100	1 防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債	20,500	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 （公立学校施設整備） 20,500
計	3,098,000	396,700	3,494,700			

3. 歳出

第1款 議会費

第1項 議会費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 議会費	235,993	△ 3,333	232,660	2		1(00001)						議員期末手当 △1,319	
				給料	△ 537	議員報酬	△ 1,319				△ 1,319		
				3		2(00002)							
				職員手当等	△ 1,767	給与費(議会 費)	△ 2,014				△ 2,014		
				4									
				18									
				負担金補助 及び交付金	△ 858								
						目計	△ 3,333				△ 3,333		
計	235,993	△ 3,333	232,660				△ 3,333				△ 3,333		

第2款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	1,067,972	△ 40,310	1,027,662	2		1(00006)						一般コミュニティ助成 事業補助金 2,200
				給料	△ 18,140	給与費(一般 管理費)	△ 40,310				△ 40,310	
				3								
				職員手当等	△ 9,481							
				4								
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 11,387							
						目計	△ 40,310				△ 40,310	
7 企画費	93,084	2,200	95,284	18		2(00026)				(諸収)		一般コミュニティ助成 事業補助金 2,200
				負担金補助 及び交付金	2,200	企画費	2,200			2,200		
						目計	2,200			2,200		

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明											
				区 分	金額			特定財源				一般財源										
								国県支出金	地方債	その他												
8 協働のまち づくり費	297,421	1,418	298,839	18	1,418	6(01158)	1,418				1,418	住民自治推進交付金（ 社会保険料）	1,418									
				負担金補助 及び交付金		住民自治推進 費																
						目計	1,418				1,418											
10 エコビレッ ジ推進費	62,105	0	62,105			2(01008)	0	(国補)		(諸収)		財源振替										
					再生可能エネ ルギー推進費	△12,939			12,939													
						目計	0	△ 12,939		12,939												
13 公共交通費	217,814	16,657	234,471	18	16,657	3(00921)	16,657				16,657	路線対策費・維持費特 別補助金等	16,657									
				負担金補助 及び交付金		バス路線対策 費																
						目計	16,657				16,657											
14 災害対策費	202,379	1,409	203,788	14	1,188	1(00056)	1,409			(寄附)	700	709	給水車への給水施設工 事	1,188								
				工事請負費		災害対策費																
				18																		
				負担金補助 及び交付金	221								初期消火資機材整備補 助金	221								
						目計	1,409			700	709											
25 定住推進費	151,439	34,500	185,939	18	34,500	1(01007)	30,400	(県補)		(繰入)	11,600	17,900	地域おこし協力隊起業 支援補助金	2,000								
				負担金補助 及び交付金		定住推進費		900														
						2(01019)	4,100			(繰入)	2,700	1,400	空き家バンク活用促進 事業補助金	1,700								
					空き家対策費																	
						目計	34,500	900		14,300	19,300		多世代同居推進住宅改 修等助成金	3,600								
													老朽危険空き家除却支 援事業補助金	2,400								

第 2 款 総務費

第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
28 地域振興費	500,817	△ 119,500	381,317	2		5(01187) 給与費（市民 センター費）	△ 119,500				△ 119,500	
				給料	△ 60,721							
				3								
				職員手当等	△ 26,360							
				4								
共済費	△ 16,175											
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 16,244							
						目計	△ 119,500				△ 119,500	
計	3,183,913	△ 103,626	3,080,287				△ 103,626	△ 12,039		30,139	△ 121,726	

第 2 款 総務費

第 2 項 徴税費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 税務総務費	181,721	△ 8,536	173,185	2		2(00129) 給与費（税務 総務費）	△ 8,536				△ 8,536	
				給料	△ 2,762							
				3								
				職員手当等	△ 3,110							
				4								
共済費	△ 269											
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 2,395							
						目計	△ 8,536				△ 8,536	
計	286,838	△ 8,536	278,302				△ 8,536				△ 8,536	

## 第 2 款 総務費

## 第 3 項 戸籍住民基本台帳費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 戸籍住民基 本台帳費	150,172	△ 4,483	145,689	2		1(00134) 給与費(戸籍 住民基本台帳 費)	△ 4,483					△ 4,483
				給料	△ 580							
				3								
				職員手当等	△ 2,525							
				4								
共済費	△ 469											
18												
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 909							
						目計	△ 4,483					△ 4,483
計	150,172	△ 4,483	145,689				△ 4,483					△ 4,483

## 第 2 款 総務費

## 第 6 項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 監査委員費	21,640	△ 281	21,359	4		1(00148) 給与費(監査 委員費)	△ 281					△ 281
				共済費	3							
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 284							
						目計	△ 281					△ 281
計	21,640	△ 281	21,359				△ 281					△ 281



## 第 3 款 民生費

## 第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明		
				区 分	金額			特定財源			一般財源			
								国県支出金	地方債	その他				
1 社会福祉総 務費	6,114,266	△ 32,420	6,081,846	2		1(00150)	△ 16,871				△ 16,871			
				給料	△ 4,891	給与費（社会 福祉総務費）								
				3		2(00151)								
				職員手当等	△ 5,987	民生児童委員 費		346	(県補) 346				委員費用弁償 委員活動費補助金	186 160
				4										
				共済費	△ 1,516									
				8		5(00154)								
				旅費	186	国民健康保険 事業特別会計 繰出金		1,432					1,432	事務費繰出金
18														
負担金補助 及び交付金	△ 4,317	6(00155)		(国補) △126				繰出金	△17,705					
22		国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	△ 17,705				△ 17,579							
償還金利子 及び割引料	378													
27		11(01032)												
繰出金	△ 16,273	生活困窮者自 立支援費	378				378	国庫負担金返還金 国庫補助金返還金	338 40					
						目計	△ 32,420	220		△ 32,640				
2 国民年金費	1,166	1,658	2,824	12		1(00159)	1,658	(国委) 1,646			12	国民年金システム改修 業務委託料	1,646	
				委託料	1,646	国民年金費						国庫補助金返還金	12	
				22										
償還金利子 及び割引料	12													
						目計	1,658	1,646		12				
3 生活保護費	102,637	5,191	107,828	22		1(00161)	4				4	国庫補助金返還金	4	
				償還金利子 及び割引料	5,191	生活保護更生 指導費								
						2(00162)								
						生活保護扶助 費	5,187			5,187	国庫負担金返還金	5,187		
						目計	5,191			5,191				

第 3 款 民生費

第 1 項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明						
				区 分	金額			特定財源			一般財源							
								国県支出金	地方債	その他								
4 老人福祉費	1, 491, 460	3, 288	1, 494, 748	2		6(00169)	191			(寄附)	191	フレイル予防事業物品 等購入	191					
				給料	162	介護予防事業 費												
				3		8(00171)	2, 200			(諸収)	2, 200	2, 200	食の自立支援事業業務 委託料	2, 200				
				職員手当等	△ 162	在宅介護支援 事業費												
				10		16(00179)		△ 769							(寄附)	9	△ 778	在宅介護支援センター 運営費繰出金
				12		介護事業特別 会計繰出金												
				17		17(00180)	1, 666											
27		後期高齢者医 療事業特別会 計繰出金																
10										ホームヘルプステーシ ョン運営費繰出金	△99							
12										事務費繰出金	1, 666							
目計						3, 288				2, 400	888							
6 心身障害者 福祉費	1, 453, 929	2, 884	1, 456, 813	12		3(00189)	2, 884	(国補)	275		2, 609	障害者自立支援給付審 査支払等システム改修 業務委託料	550					
				委託料	550	自立支援給付 事業費												
				22											国庫負担金返還金	2, 011		
												県負担金返還金	323					
目計						2, 884	275				2, 609							
計	10, 179, 238	△ 19, 399	0, 159, 839				△ 19, 399	2, 141			2, 400	△ 23, 940						

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明			
				区 分	金額			特定財源			一般財源				
								国県支出金	地方債	その他					
1 児童福祉総 務費	390,355	3,304	393,659	2		1(00191) 給与費（児童 福祉総務費）	3,304				3,304				
				3	2,914								職員手当等	283	
				4									共済費	859	
				18									負担金補助 及び交付金	△ 752	
						目計	3,304						3,304		
3 児童館費	85,695	2,299	87,994	14		1(00207) 児童センター ・児童館管理 運営費	1,848				1,848	児童館自動水栓化工事 1,848			
					2,299								工事請負費		
						2(00208) 放課後児童ク ラブ費	451			451	放課後児童クラブ自動 水栓化工事 451				
						目計	2,299					2,299			
4 子育て支援 センター費	69,950	△ 14,607	55,343	2		1(01015) 給与費（子育 て支援センタ ー費）	△ 22,127				△ 22,127				
				3	△ 11,453								給料		
						3	△ 4,955	職員手当等							
						4	△ 3,103	共済費	2(01016) 子育て支援セ ンター費	7,520				7,520	子育て支援アプリシ テム構築業務委託料 7,520
						12	7,520	委託料							
						18	△ 2,616	負担金補助 及び交付金							
		目計	△ 14,607						△ 14,607						

第 3 款 民生費

第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
5 保育実施費	1,995,058	2,971	1,998,029	2		1(00210)	△ 37,349				△ 37,349			
				給料	△ 14,383	給与費（保育 実施費）								
				3		2(00211)								
				職員手当等	△ 8,408	保育園費		(県補)				11,451	感染防止対策物品購入	3,500
				4									公立保育園自動水栓化	
				共済費	△ 2,248								工事	11,451
				10		9(00218)							感染防止対策物品購入	
				需用費	1,771	施設型給付等		(国負)				6,670		900
				12		支援費		13,801					市内私立保育園保育業	
				委託料	△ 1,989			(県負)					務委託料	△3,689
14			4,020				市外保育園保育業務委							
工事請負費	11,451		(県補)				託料	1,700						
17			878				市内私立認定こども園							
備品購入費	1,729						施設型給付費	26,511						
18							市外認定こども園施設							
負担金補助 及び交付金	△ 11,410						型給付費	△53						
19														
扶助費	26,458													
						目計	2,971	22,199			△ 19,228			
計	3,342,920	△ 6,033	3,336,887				△ 6,033	22,199			△ 28,232			

第 4 款 衛生費

第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 保健衛生総 務費	1,445,107	47,742	1,492,849	2	7,706	1(00224) 給与費（保健 衛生総務費）	12,994				12,994	
				3	3,571	3(00226) 病院事業会計 繰出金	22,984	(国補) 23,314			△ 330	病院事業会計補助金 2,420 病院事業会計出資金 20,564
				4	2,423							
				18	13,478	4(01063) 地域医療推進 費	11,764	(国補) 7,000			4,764	砺波医療圏急患センタ ー運営・維持管理費負 担金 11,764
				23	20,564							
						目計	47,742	30,314			17,428	
2 予防費	171,594	11,786	183,380	10	4,045	2(00229) 予防接種費	11,786	(国補) 11,786				新型コロナウイルスワ クチン接種体制確保事 業 ・予防接種券等印刷 4,045
				11	4,666						・通信費 4,666	
				12	3,075						・健康管理システム改 修業務委託料 3,075	
						目計	11,786	11,786				
4 上水道費	531,560	1,700	533,260	23	1,700	1(00232) 水道事業会計 繰出金	1,700		1,700		水道事業会計出資金 1,700	
						目計	1,700		1,700			
5 健康増進対 策費	80,057	1,669	81,726	1	250	1(00234) 疾病予防対策 費	1,669				1,669	会計年度任用職員報酬 2人 250
				12	1,419						健康管理システム改修 業務委託料 1,419	
						目計	1,669			1,669		

## 第 4 款 衛生費

## 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
6 母子保健費	76,796	922	77,718	1		1(00242) すこやか親子 支援事業費	922				922	会計年度任用職員 ・報酬 1人 501 ・手当 1人 151 ・社会保険料 1人 230 ・費用弁償 1人 40
				報酬	501							
				3								
				職員手当等	151							
				4								
共済費	230											
8												
				8								
				旅費	40							
						目計	922				922	
計	2,312,596	63,819	2,376,415				63,819	42,100	1,700		20,019	

## 第 4 款 衛生費

## 第 2 項 環境費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 環境衛生費	773,177	7,778	780,955	10		1(00257) ごみ処理費	7,778			(手数料) 8,516	△ 738	指定ごみ袋作成費 4,947 ごみ袋取扱手数料 2,831
				需用費	4,947							
				11								
				役務費	2,831							
						目計	7,778			8,516	△ 738	
計	873,164	7,778	880,942				7,778			8,516	△ 738	

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 農業総務費	69,668	9,280	78,948	2		1(00265) 給与費（農業 総務費）	9,280				9,280	
				給料	5,896							
				3								
				職員手当等	1,743							
				4								
				共済費	1,721							

第 6 款 農林水産業費

第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
(農業総務費)				18 負担金補助 及び交付金	△ 80							
						目計	9,280				9,280	
2 農業委員会 費	31,575	△ 5,159	26,416	2 給料	△ 2,594	3(00269) 給与費(農業 委員会費)	△ 5,159				△ 5,159	
				3 職員手当等	△ 1,120							
				4 共済費	△ 682							
				18 負担金補助 及び交付金	△ 763							
						目計	△ 5,159				△ 5,159	
3 農業振興費	872,226	11,877	884,103	1 報酬	△ 82	5(00276) 米総合対策推 進費	5,000	(県補) 5,000			機構集積協力金 5,000	
				4 共済費	△ 51	12(00283) 中山間地域等 直接支払費	5,877	(県補) 4,347			1,530	会計年度任用職員 ・報酬 1人 △82 ・社会保険料 1人 △51
				10 需用費	220						事務費 220	
				11 役務費	121						通信費 121	
				18 負担金補助 及び交付金	11,669						中山間地域等直接支払 交付金 5,669	
						16(00287) 特産物振興対 策費	1,000	(県補) 1,000			がんばる女性起業発展 支援事業補助金 1,000	
						目計	11,877	10,347			1,530	
計	1,001,216	15,998	1,017,214				15,998	10,347			5,651	

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 農地総務費	205,746	5,564	211,310	2		1(00315) 給与費（農地 総務費）	5,564				5,564	
				給料	2,917							
				3								
				職員手当等	1,652							
				4								
共済費	782											
18				負担金補助 及び交付金	213							
						目計	5,564				5,564	
計	215,807	5,564	221,371				5,564				5,564	

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 3 項 林業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 林業総務費	58,148	391	58,539	2		1(00349) 給与費（林業 総務費）	391				391	
				給料	889							
				3								
				職員手当等	397							
				4								
共済費	△ 194											
18				負担金補助 及び交付金	△ 701							
						目計	391				391	
計	510,311	391	510,702				391				391	



## 第 7 款 商工費

## 第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 商工総務費	119,299	1,835	121,134	2		1(00391) 給与費(商工 総務費)	1,835				1,835		
				給料	2,334								
				3									
				職員手当等	△ 497								
				4									
共済費	1,161												
18				負担金補助 及び交付金	△ 1,163								
						目計	1,835				1,835		
2 商工振興費	741,447	4,455	745,902	18		3(00398) 商工振興費	4,455				4,455	第三セクター家賃減額 助成金	4,455
				負担金補助 及び交付金	4,455								
						目計	4,455				4,455		
計	1,796,286	6,290	1,802,576				6,290				6,290		

## 第 8 款 土木費

## 第 1 項 土木管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 土木総務費	191,763	△ 1,975	189,788	2		1(00462) 給与費(土木 総務費)	△ 1,975				△ 1,975	
				給料	1,231							
				3								
				職員手当等	△ 1,186							
				4								
共済費	272											
18				負担金補助 及び交付金	△ 2,292							
						目計	△ 1,975				△ 1,975	
計	191,763	△ 1,975	189,788				△ 1,975				△ 1,975	

第 8 款 土木費

第 2 項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 道路橋梁維持費	547,958	70,000	617,958	10 需用費	△ 5,000	1(00467) 道路橋梁維持費	△ 5,000				△ 5,000	道路施設修繕料 △5,000
				14 工事請負費	75,000							
						目計	70,000	41,195	26,900	3,900	△ 1,995	
5 消融雪施設維持費	81,963	752	82,715	14 工事請負費	752	1(00491) 消融雪装置管理費	752			(諸収) 702	50	消融雪設備移設工事 752
						目計	752			702	50	
計	2,062,291	70,752	2,133,043				70,752	41,195	26,900	4,602	△ 1,945	

第 8 款 土木費

第 3 項 河川費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 河川総務費	183,797	0	183,797	14 工事請負費	3,445	1(00496) 河川管理費	0					節組替
				21 補償補てん及び賠償金	△ 3,445							
								目計	0			
計	184,534	0	184,534				0					

第 8 款 土木費

第 4 項 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 都市計画総 務費	84,557	△ 260	84,297	2	232	1(00504) 給与費(都市 計画総務費)	△ 260				△ 260		
				3	123								
				4	256								
				18	△ 871								
						目計	△ 260				△ 260		
2 都市計画街 路費	606,739	5,700	612,439	14	5,700	1(00509) 都市計画街路 費	5,700		5,400	(繰入)	200	100	都市計画道路百町二日 町線改良工事 5,700
										目計			
計	2,651,184	5,440	2,656,624				5,440		5,400	200	△ 160		

第 8 款 土木費

第 5 項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 住宅管理費	71,662	5,000	76,662	10	3,000	1(00525) 住宅管理費	5,000				5,000	市営住宅修繕料 3,000 民間建築物アスベスト 除去等支援事業費補助 金 2,000
				18	2,000							
						目計	5,000				5,000	
計	71,662	5,000	76,662				5,000				5,000	

第 10 款 教育費

第 1 項 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
2 事務局費	314,365	13,865	328,230	2	6,810	1(00541) 給与費（事務局費）	13,278				13,278	
				3	3,651	2(00542) 事務局運営費	587				587	南砺つばき学舎開校式 準備品 ・パンフレット印刷 46 ・校章旗購入 528 ・通信費 13
				4	3,144	共済費						
				10	46	需用費						
				11	13	役務費						
				17	528	備品購入費						
				18	△ 327	負担金補助 及び交付金						
						目計		13,865				
				3 教育施設維持費	17,975	7,578	25,553	12	965	1(00550) 複合教育施設 維持費	7,578	
14	6,613	工事請負費										
		目計	7,578								7,578	
4 教育センター 費	80,650	2,559	83,209	10	169	2(00553) 教育センター 運営費	2,559				2,559	デジタル教科書サーバ 構築業務委託料 971 校務支援システム設定 変更業務委託料 1,419 事務費 169
				12	2,390	委託料						
						目計	2,559				2,559	
計	414,678	24,002	438,680				24,002					

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明	
				区 分	金額			特定財源			一般財源		
								国県支出金	地方債	その他			
1 小学校管理 費	351,417	139,840	491,257	3		1(00556) 給与費(小学 校管理費)	△ 244				△ 244		
				職員手当等	△ 31								
				4		2(00557) 小学校管理費	164				164		井口小学校閉校式用準 備品
				共済費	3								
				10									
				需用費	91								
				11									
14		4(00559) 小学校施設整 備費	139,920	(国補) 20,000	91,700	28,220	井波小学校グラウンド 整備工事	116,600					
18													
負担金補助 及び交付金	△ 216						小学校自動水栓化工事	23,320					
				目計	139,840	20,000	91,700		28,140				
2 小学校給食 費	178,923	△ 20,136	158,787	2		1(00568) 給与費(小学 校給食費)	△ 20,136				△ 20,136		
				給料	△ 10,304								
				3									
				職員手当等	△ 4,054								
				4		18	△ 2,909						
共済費	△ 2,869												
18				目計	△ 20,136				△ 20,136				
3 小学校教育 振興費	309,067	27,561	336,628	13		1(00570) 小学校教育振 興費	27,561	(国補) 148			27,413	小学校指導者用パソコ ンソフト使用料	740
				使用料及び 賃借料	740								
				17		17	26,821						
備品購入費	26,821												
				目計	27,561	148			27,413	小学校マイク機能付き ウェブカメラ購入	297		

第 10 款 教育費

第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
6 小学校施設 管理費	758,665	62,834	821,499	12		1(01078) 小学校施設管 理費	62,834	(国補) 9,570	49,300		3,964	スタッフオレスト利賀 給湯設備更新事業 ・設計業務委託 350 ・更新工事 7,000 井口単独調理場（第2 期）工事 55,484
				委託料	350							
				14								
				工事請負費	62,484							
						目計	62,834	9,570	49,300		3,964	
計	1,709,869	210,099	1,919,968				210,099	29,718	141,000		39,381	

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区 分	金額			特定財源				一般財源		
								国県支出金	地方債	その他				
1 中学校管理 費	257,522	163,796	421,318	3		1(00578) 給与費（中学 校管理費）	△ 378				△ 378			
				職員手当等	△ 51									
				4		2(00579) 中学校管理費	164						164	井口中学校閉校式準備 品 ・パンフレット印刷 46 ・集合写真撮影手数料 60 ・通信費 13 ・事務費 45
				共済費	13									
				10										
				需用費	91									
				11										
				役務費	73									
14		4(00581) 中学校施設整 備費	164,010	(国補) 20,000	118,900		25,110	145,200						
18														
負担金補助 及び交付金	△ 340								18,810					
						目計	163,796	20,000	118,900		24,896			
2 中学校給食 費	122,537	△ 510	122,027	2		1(00586) 給与費（中学 校給食費）	△ 510				△ 510			
				給料	△ 57									
				3										
				職員手当等	△ 18									

第 10 款 教育費

第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明					
				区 分	金額			特定財源				一般財源				
								国県支出金	地方債	その他						
(中学校給 食費)				4 共済費	1											
				18 負担金補助 及び交付金	△ 436							目計	△ 510			△ 510
3 中学校教育 振興費	195,649	46,888	242,537	10 需用費	19,872	1(00588) 中学校教育振 興費	46,888	(国補) 132			46,756	中学校指導者用教科書 、指導書、デジタル教 科書購入	19,872			
				13 使用料及び 賃借料	7,025							中学校指導者用パソコ ンソフト使用料	550			
				17 備品購入費	19,991							中学校授業支援ソフト 使用料	3,021			
												中学校学習支援ソフト 使用料	3,454			
												中学校指導者用パソコ ン購入 中学校マイク機能付き ウェブカメラ購入	19,727 264			
		目計		46,888	132		46,756									
4 中学校施設 管理費	0	80,316	80,316	12 委託料	7,991	1(01079) 中学校施設管 理費	80,316	(国補) 13,907	63,900		2,509	中学校トイレ改修事業 ・設計業務委託料	3,735			
				14 工事請負費	72,325							・工事監理業務委託料	4,256			
												・改修工事	72,325			
												目計	80,316	13,907	63,900	2,509
計	575,708	290,490	866,198				290,490	34,039	182,800		73,651					

第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 社会教育総 務費	187,765	△ 4,415	183,350	2		1(00594) 給与費（社会 教育総務費）	△ 4,415				△ 4,415	
				給料	△ 428							
				3								
				職員手当等	△ 948							
				4								
共済費	△ 332											
18												
				18								
				負担金補助 及び交付金	△ 2,707							
						目計	△ 4,415				△ 4,415	
5 文化財保護 費	202,060	9,496	211,556	14		3(00612) 世界遺産関係 費	9,496				9,496	相倉集落公衆便所扉修 繕工事 1,287
				工事請負費	1,287							
				18								
負担金補助 及び交付金	8,209										世界遺産相倉・菅沼集 落保全事業に対する支 援補助金 8,209	
						目計	9,496				9,496	
8 美術館費	69,690	1,798	71,488	10		1(00630) 美術館管理費	298				298	第1収蔵庫空調機修繕 料 298
				需用費	298							
				17								
備品購入費	1,500										美術品購入 1,500	
						目計	1,798				1,798	
9 教育文化施 設費	228,247	1,243	229,490	14		4(01033) 城端伝統芸能 会館管理費	1,243				1,243	緞帳取替工事 1,243
				工事請負費	1,243							
						目計	1,243				1,243	
10 社会教育施 設管理費	37,474	41,071	78,545	12		1(01080) 社会教育施設 管理費	41,071			38,900	2,171	福野体育館エアコン更 新事業 ・設計業務委託料 1,254
				委託料	2,131							
				14								
工事請負費	38,940										・更新工事 26,400	



第 10 款 教育費

第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
(社会教育 施設管理費 )												城南屋内グラウンドエ アコン更新事業 ・設計業務委託料 877 ・更新工事 12,540
計	918,368	49,193	967,561				49,193		38,900		10,293	

第 10 款 教育費

第 5 項 保健体育費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 体育総務費	71,636	△ 960	70,676	2		1(00643) 給与費(体育 総務費)	△ 960					△ 960
				給料	△ 65							
				3								
				職員手当等	△ 598							
				4								
共済費	△ 82											
				18		目計	△ 960					△ 960
				負担金補助 及び交付金	△ 215							
3 体育施設費	312,135	5,572	317,707	12		5(00653) グラウンド管 理費	5,572					5,572
				委託料	300							
				14								
工事請負費	5,272		目計	5,572		5,572				5,572		
計	391,401	4,612	396,013				4,612				4,612	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 特 別 職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給与費						共済費	合計	備考	
		報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他 の手当	計				
補正後	長 等	3		26,760	(3.35月分) 10,459		339	37,558	6,734	44,292	
	議 員	18	89,480		(3.35月分) 36,133			125,613	32,545	158,158	
	その他の特別職	2,428	77,477					77,477		77,477	
	計	2,449	166,957	26,760	46,592		339	240,648	39,279	279,927	
補正前	長 等	3		26,760	(3.40月分) 10,616		290	37,666	6,618	44,284	
	議 員	20	89,480		(3.40月分) 37,452			126,932	32,545	159,477	
	その他の特別職	2,428	77,477					77,477		77,477	
	計	2,451	166,957	26,760	48,068		290	242,075	39,163	281,238	
比 較	長 等				△ 157		49	△ 108	116	8	
	議 員	△ 2			△ 1,319			△ 1,319		△ 1,319	
	その他の特別職										
	計	△ 2			△ 1,476		49	△ 1,427	116	△ 1,311	

2. 一般職

(1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(519) 639	546,606	2,144,863	1,082,615	3,774,084	687,151	4,461,235	
補正前	(518) 654	545,937	2,240,687	1,140,875	3,927,499	705,862	4,633,361	
比較	(1) △ 15	669	△ 95,824	△ 58,260	△ 153,415	△ 18,711	△ 172,126	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,967	38,189	14,383	44,918	1,068	84,815		
	補正前	60,288	39,768	19,142	46,172	1,068	84,815		
	比較	△ 2,321	△ 1,579	△ 4,759	△ 1,254				
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,030	1,104	3,396	497,591	314,774	22,380		
	補正前	2,030	1,104	3,574	530,924	329,170	22,820		
	比較			△ 178	△ 33,333	△ 14,396	△ 440		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(20) 525		1,901,339	1,020,893	2,922,232	582,664	3,504,896	
補 正 前	(22) 540		1,997,325	1,079,142	3,076,467	601,554	3,678,021	
比 較	(△2) △15		△95,986	△58,249	△154,235	△18,890	△173,125	

( )内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	57,967	38,189	13,233	38,751	798	84,815		
	補正前	60,288	39,768	17,992	40,005	798	84,815		
	比 較	△2,321	△1,579	△4,759	△1,254				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	2,030	1,104	3,396	443,456	314,774	22,380		
	補正前	2,030	1,104	3,574	476,778	329,170	22,820		
	比 較			△178	△33,322	△14,396	△440		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	(499) 114	546,606	243,524	61,722	851,852	104,487	956,339	
補 正 前	(496) 114	545,937	243,362	61,733	851,032	104,308	955,340	
比 較	(3)	669	162	△ 11	820	179	999	

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後			1,150	6,167	270			
	補正前			1,150	6,167	270			
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				54,135				
	補正前				54,146				
	比 較				△ 11				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 95,824	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	6,448		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 102,272	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 58,260	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 8,465	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 49,795	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	303,061				293,495
	平均給与月額	350,342				305,175
	平均年齢	41歳8月				54歳1月
令和2年1月1日現在	平均給料月額	308,404			383,300	294,008
	平均給与月額	346,629			434,700	308,297
	平均年齢	41歳12月			60歳9月	53歳12月

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級	8	1.66												
	6級	31	6.43	4級			6級			5級			5級		
	5級	83	17.22	3級			5級			4級			4級		
	4級	110	22.82	2級			4級			3級	(2)	(100.00)	3級	43	100.00
	3級	85	17.64	1級			3級			2級			2級	(2)	(100.00)
	〃	(12)	(75.00)				2級			1級			1級		
	2級	58	12.03				1級								
	1級	107	22.20												
〃	(4)	(25.00)													
		(16)	(100.00)							(2)	(100.00)		(2)	(100.00)	
計		482	100.00										43	100.00	
令和2年 1月1日現在	7級	10	2.05	4級			6級			5級	1	100.00	5級		
	6級	37	7.58	3級			5級			4級			4級		
	5級	77	15.78	2級			4級			3級	(1)	(100.00)	3級	49	100.00
	4級	113	23.16	1級			3級			2級			2級	(3)	(100.00)
	3級	76	15.57				2級			1級			1級		
	〃	(11)	(100.00)				1級								
	2級	80	16.39												
	1級	95	19.47												
		(11)	(100.00)							(1)	(100.00)		(3)	(100.00)	
計		488	100.00							1	100.00		49	100.00	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	482				43	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	395				31	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)	1				
		3号給 (人)	21				1
		4号給 (人)	341				30
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	31				
		7号給 (人)					
		8号給 (人)	1				
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	81.95				72.09		
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	494				46	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	416				31	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	20				
		4号給 (人)	361				31
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	35				
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
10号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	84.21				67.39		



オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.20	4.45		
補正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.25	4.50		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.20	4.45		

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		行政職	
給料総額に対する比率 (%)	0.05	0.05	
支給対象職員の比率 (%) (令和2年10月1日現在)	7.43	8.09	
代表的な特殊勤務手当の名称	市税の徴収、用地交渉		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額  
の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(単位:千円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				前々年度末 までの 支出額	前年度末 までの支 出見込額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支出予定額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継 続 費 の 総 額 に 対 す る 進 捗 率 %	
				年割額	左 の 財 源 内 訳									一般財源
					特 定 財 源									
				国県支出金	地 方 債	そ の 他								
10 教育費	2 小学校費	(仮称)井口 地域義務教育 学校整備事業	2	205,062	15,409	174,600		15,053			205,062	205,062		21.1
			3	767,635		707,400		60,235					767,635	78.9
			計	972,697	15,409	882,000	0	75,288			205,062	205,062	767,635	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考	
		期間	金額	期間	金額	特定財源					
						国県支出金	地方債	その他	一般財源		
令和2年度 なんと議会だより印刷製本業務	1,952			3	1,952				1,952	総事業費 算措置額 引	1,952
令和2年度 広報なんと印刷製本業務	8,492			3	8,492			484	8,008	総事業費 算措置額 引	8,492
令和2年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	9,293			3	9,293				9,293	総事業費 算措置額 引	9,293
令和2年度 I P電話システム保守管理業務委託	3,190			3	3,190				3,190	総事業費 算措置額 引	3,190
令和2年度 福野市民センター庁舎樹木管理業務委託	1,784			3	1,784				1,784	総事業費 算措置額 引	1,784
令和2年度 福野市民センター空調設備保守点検業務委託	1,962			3	1,962				1,962	総事業費 算措置額 引	1,962
令和2年度 日常清掃業務委託	5,360			3	5,360				5,360	総事業費 算措置額 引	5,360
令和2年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	1,225			3	1,225				1,225	総事業費 算措置額 引	1,225
令和2年度 南砺市役所空調設備保守点検業務委託	2,259			3	2,259				2,259	総事業費 算措置額 引	2,259
令和2年度 庁用車購入(2台)	4,062			3	4,062				4,062	総事業費 算措置額 引	4,062
令和2年度 戸籍総合システム保守業務委託	9,610			2	9,610				9,610	総事業費 算措置額 引	9,610
令和2年度 戸籍総合システム・ブックレスソフトウェア使用料	9,900			2	9,900				9,900	総事業費 算措置額 引	9,900
令和2年度 住基ネットシステム保守業務委託	4,992			2	4,992				4,992	総事業費 算措置額 引	4,992
令和2年度 コンビニ交付サービス利用料	6,600			2	6,600				6,600	総事業費 算措置額 引	6,600
令和2年度 緊急通報体制整備事業	3,096			3	3,096			2,976	120	総事業費 算措置額 引	3,096

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和２年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考	
		期間	金額	期間	金額	特定財源					
						国県支出金	地方債	その他	一般財源		
令和２年度 地域包括支援センター訪問用車両リース	2,274			3～9	2,274			2,274		総事業費 算措置額 引	2,274
令和２年度 徘徊探知機支援事業	39			3	39			39		総事業費 算措置額 引	39
令和２年度 認知症高齢者徘徊ＳＯＳ緊急ダイヤル設置事業	2,541			3	2,541			2,541		総事業費 算措置額 引	2,541
令和２年度 緊急通報装置監視業務委託料	528			3	528			528		総事業費 算措置額 引	528
令和２年度 地域包括ケアセンター屋内清掃業務委託	516			3	516				516	総事業費 算措置額 引	516
令和２年度 地域包括ケアセンター定期清掃業務委託	1,664			3	1,664				1,664	総事業費 算措置額 引	1,664
令和２年度 地域包括ケアセンター機械警備業務委託	103			3	103				103	総事業費 算措置額 引	103
令和２年度 地域包括ケアセンター消防用設備等保守点検業務委託	380			3	380				380	総事業費 算措置額 引	380
令和２年度 地域包括ケアセンター自動扉保守点検業務委託	121			3	121				121	総事業費 算措置額 引	121
令和２年度 地域包括ケアセンター空調機保守点検業務委託	1,487			3	1,487				1,487	総事業費 算措置額 引	1,487
令和２年度 地域包括ケアセンター昇降機保守点検業務委託	1,004			3～4	1,004				1,004	総事業費 算措置額 引	1,004
令和２年度 旅川福祉交流館エレベーター保守点検業務委託	249			3	249				249	総事業費 算措置額 引	249
令和２年度 予防接種業務委託	146,372			3	146,372			19,212	127,160	総事業費 算措置額 引	146,372
令和２年度 胸部レントゲン撮影・読影業務委託	11,456			3	11,456				11,456	総事業費 算措置額 引	11,456
令和２年度 集団がん検診等業務委託	25,563			3	25,563	1,366		10,208	13,989	総事業費 算措置額 引	25,563
令和２年度 新４０歳人間ドック業務委託	1,636			3	1,636			820	816	総事業費 算措置額 引	1,636

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
令和2年度 母子健康診査業務委託	31,863			3	31,863				31,863	総事業費 算措置額 引 31,863
令和2年度 妊婦歯科健康診査業務委託	462			3	462				462	総事業費 算措置額 引 462
令和2年度 土地改良区施行事業補助金	4,740			3	4,740				4,740	総事業費 算措置額 引 4,740
令和2年度 散居景観保全事業補助金	6,416			3	6,416	3,197			3,219	総事業費 算措置額 引 6,416
令和2年度 園芸植物園指定管理料	83,856			3～5	83,856				83,856	総事業費 算措置額 引 83,856
令和2年度 井口カインヨと椿の森公園指定管理料	46,500			3～5	46,500				46,500	総事業費 算措置額 引 46,500
令和2年度 福光会館指定管理料	29,874			3～5	29,874				29,874	総事業費 算措置額 引 29,874
令和2年度 桂湖施設指定管理料	31,242			3～5	31,242				31,242	総事業費 算措置額 引 31,242
令和2年度 道の駅福光「なんと一福茶屋」等指定管理料	23,481			3～5	23,481				23,481	総事業費 算措置額 引 23,481
令和2年度 たいらスキー場指定管理料	92,298			3～5	92,298				92,298	総事業費 算措置額 引 92,298
令和2年度 外国語指導業務委託料	24,420			3	24,420				24,420	総事業費 算措置額 引 24,420
令和2年度 スクールバス運行業務委託 通常運行分(城端、平、上平、利賀、井波、福野及び福光の各地域)	39,058			3	39,058				39,058	総事業費 算措置額 引 39,058
令和2年度 福野文化創造センター舞台芸術等プロデュース業務委託料	4,772			3	4,772				4,772	総事業費 算措置額 引 4,772
令和2年度 利賀芸術公園指定管理料	27,525			3～5	27,525				27,525	総事業費 算措置額 引 27,525
令和2年度 福光美術館定期清掃業務委託	1,385			3	1,385				1,385	総事業費 算措置額 引 1,385
令和2年度 井波総合文化センター等指定管理料	53,000			3	53,000				53,000	総事業費 算措置額 引 53,000

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳 特定財源				備考	
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	一般財源		
令和2年度 福野文化創造センター等指定管理料	76,142			3	76,142				76,142	総事業費 算措置額 引	76,142
令和2年度 城端伝統芸能会館指定管理料	39,721			3	39,721				39,721	総事業費 算措置額 引	39,721
令和2年度 城端西部体育館等指定管理料	31,698			3	31,698				31,698	総事業費 算措置額 引	31,698
令和2年度 井波社会体育館等指定管理料	26,352			3	26,352				26,352	総事業費 算措置額 引	26,352
令和2年度 福野体育館等指定管理料	47,700			3	47,700				47,700	総事業費 算措置額 引	47,700
令和2年度 福光体育館等指定管理料	26,754			3	26,754				26,754	総事業費 算措置額 引	26,754
令和2年度 たいらスキー場クロスカントリー場指定管理料	4,137			3 ~ 5	4,137				4,137	総事業費 算措置額 引	4,137
92件 (既設定分)	4,554,724		1,999,866		2,554,858	9,578		54,120	2,491,160		
合計	5,577,830		1,999,866		3,577,964	14,141		93,202	3,470,621		

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
1. 普通債	3,539,072	95,100	589,000	11,200	600,200	524,682		524,682	3,709,690
(1) 総務債	46,621					1,840		1,840	44,781
(2) 民生債	305,509					98,451		98,451	207,058
(3) 衛生債	262,640		71,700	1,700	73,400	14,744		14,744	321,296
(4) 農林水産業債	182,938		68,700		68,700	33,059		33,059	218,579
(5) 商工債	37,144					3,360		3,360	33,784
(6) 土木債	1,329,291	95,100	193,500		193,500	287,670		287,670	1,330,221
(7) 消防債	26,556					2,127		2,127	24,429
(8) 教育債	1,348,373		255,100	9,500	264,600	83,431		83,431	1,529,542
2. 災害復旧債	178,639	12,500	67,300		67,300	20,747		20,747	237,692
(1) 補助災害復旧債	175,505	12,500	67,300		67,300	20,123		20,123	235,182
(2) 単独災害復旧債	3,134					624		624	2,510
3. その他	39,977,212	631,400	2,441,700	385,500	2,827,200	4,100,154		4,100,154	39,335,658
(1) 辺地対策事業債	1,635,881	246,900	200,200	33,500	233,700	182,607		182,607	1,933,874
(2) 過疎対策事業債	7,803,880	72,200	1,351,400	331,500	1,682,900	823,150		823,150	8,735,830
(3) 合併特例債	12,784,680	281,800				1,520,317		1,520,317	11,546,163
(4) 全国防災事業債	227,626					10,912		10,912	216,714
(5) 緊急防災・減災事業債	3,325,020		34,900		34,900	459,182		459,182	2,900,738
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	36,000								36,000
(7) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債	5,500	6,000	71,600	20,500	92,100				103,600
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	14,500	24,500	3,600		3,600				42,600
(9) 減税補填債	123,187					32,610		32,610	90,577
(10) 臨時財政対策債	14,020,938		780,000		780,000	1,071,376		1,071,376	13,729,562
合 計	43,694,923	739,000	3,098,000	396,700	3,494,700	4,645,583		4,645,583	43,283,040

議案第113号

令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南砺市バス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫



第1表

## 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 市営バス運行業務委託 通常運行分(城端、平、利賀、福野 及び福光)	令和3年度	千円 92,037

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考	
		期間	金額	期間	金額	特定財源					
						国県支出金	地方債	その他	一般財源		
令和2年度 市営バス運行業務委託通常 運行分(城端、平、利賀、福野及び福 光)	92,037			3	92,037			92,037		総事業費 予算措置額 差引	92,037 92,037
1件(既設定分)	89,810				89,810			89,810			
合計	181,847				181,847			181,847			

議案第114号

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和2年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,041千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,443,381千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金		413,037	1,432	414,469
	1. 繰入金	413,037	1,432	414,469
11. 繰越金		30,000	8,609	38,609
	1. 繰越金	30,000	8,609	38,609
歳入合計		5,433,340	10,041	5,443,381

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		93,108	1,432	94,540
	1. 総務管理費	84,846	1,432	86,278
11. 諸支出金		39,291	8,609	47,900
	1. 償還金及び還付加 算金	9,331	8,609	17,940
歳 出 合 計		5,433,340	10,041	5,443,381

第2表

## 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 人間ドック業務委託	令和3年度	千円 39,436
令和2年度 特定健康診査集団健診 業務委託	令和3年度	2,752

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10. 繰入金	413,037	1,432	414,469
11. 繰越金	30,000	8,609	38,609
歳入合計	5,433,340	10,041	5,443,381

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	93,108	1,432	94,540			1,432	
11. 諸支出金	39,291	8,609	47,900				8,609
歳出合計	5,433,340	10,041	5,443,381			1,432	8,609



## 2. 歳入

## 第10款 繰入金

## 第1項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	335,148	1,432	336,580	1 一般会計繰入金	1,432	事務費繰入金 1,432
計	413,037	1,432	414,469			

## 第11款 繰越金

## 第1項 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	30,000	8,609	38,609	1 前年度繰越金	8,609	前年度繰越金 8,609
計	30,000	8,609	38,609			

3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	84,846	1,432	86,278	2	1,559	1(00725) 給与費(国民 健康保険事業 費)	1,432			(繰入) 1,432		
				3	160							
				4	294							
				18	△ 581							
												目計
計	84,846	1,432	86,278								1,432	

第11款 諸支出金

第1項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
3 償還金	10	8,609	8,619	22	8,609	1(00772) 償還金	8,609				8,609	保険給付費等交付金(普通交付金)返還金 8,609
計	9,331	8,609	17,940				8,609				8,609	

# 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(15) 10	3,239	29,482	15,713	48,434	9,006	57,440	
補正前	(15) 9	3,239	27,923	15,553	46,715	8,712	55,427	
比 較	1		1,559	160	1,719	294	2,013	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	652		870		2,000		
	補正前	429	360	336	897		2,000		
	比 較		292	△ 336	△ 27				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			89	6,851	4,597	225		
	補正前			89	6,874	4,568			
	比 較				△ 23	29	225		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	10		29,482	15,358	44,840	8,746	53,586	
補正前	9		27,923	15,198	43,121	8,452	51,573	
比 較	1		1,559	160	1,719	294	2,013	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	652		870		2,000		
	補正前	429	360	336	897		2,000		
	比 較		292	△ 336	△ 27				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			89	6,496	4,597	225		
	補正前			89	6,519	4,568			
	比 較				△ 23	29	225		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(15)	3,239		355	3,594	260	3,854	
補正前	(15)	3,239		355	3,594	260	3,854	
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				355				
	補正前				355				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,559	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	140		
		そ の 他 の 増 減 分	1,419	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	160	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 124	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	284	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	248,540				
	平均給与月額	262,869				
	平均年齢	34歳10月				
令和2年1月1日現在	平均給料月額	273,911				
	平均給与月額	294,963				
	平均年齢	36歳7月				

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	10.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	1	10.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	10.00				2級			1級			1級		
	2級	3	30.00				1級								
	1級	4	40.00												
計	10	100.00	計			計			計			計			
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.12	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	11.11				2級			1級			1級		
	2級	2	22.22				1級								
	1級	3	33.33												
計	9	100.00	計			計			計			計			

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	10					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	7				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	80.00						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	9					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	8				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00						



オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
令和2年度 人間ドック業務委託	39,436			3	39,436	868		17,960	20,608	総事業費 予算措置 差引 39,436
令和2年度 特定健康診査集団健診業務委託	2,752			3	2,752	1,076			1,676	総事業費 予算措置 差引 2,752
2件（既設定分）	40,338				40,338	3,750		10,560	26,028	
合計	82,526				82,526	5,694		28,520	48,312	

議案第115号

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,068千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ380,725千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入		151,851	△ 230	151,621
	1. 外来収入	118,947	△ 230	118,717
3. 県支出金		5,405	356	5,761
	1. 県補助金	5,405	356	5,761
4. 繰入金		210,744	△ 17,705	193,039
	1. 繰入金	210,744	△ 17,705	193,039
6. 諸収入		15,013	1,511	16,524
	1. 雑入	15,013	1,511	16,524
歳入合計		396,793	△ 16,068	380,725

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		277,435	△ 16,068	261,367
	1. 施設管理費	277,435	△ 16,068	261,367
歳 出 合 計		396,793	△ 16,068	380,725

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 診療収入	151,851	△ 230	151,621
3. 県支出金	5,405	356	5,761
4. 繰入金	210,744	△ 17,705	193,039
6. 諸収入	15,013	1,511	16,524
歳入合計	396,793	△ 16,068	380,725

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	277,435	△ 16,068	261,367	279		△ 16,194	△ 153
2. 医業費	82,787	0	82,787	77			△ 77
歳出合計	396,793	△ 16,068	380,725	356		△ 16,194	△ 230

## 2. 歳入

## 第 1 款 診療収入

## 第 1 項 外来収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 国民健康保険診療報酬収入	13,900	△ 230	13,670	1 医科診療分	△ 230	医科診療現年度分(国保) △230
計	118,947	△ 230	118,717			

## 第 3 款 県支出金

## 第 1 項 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	5,405	356	5,761	1 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	356	富山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金 [10/10] 356
計	5,405	356	5,761			

## 第 4 款 繰入金

## 第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	210,744	△ 17,705	193,039	1 一般会計繰入金	△ 17,705	一般会計繰入金 △17,705
計	210,744	△ 17,705	193,039			

## 第 6 款 諸収入

## 第 1 項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 雑入	15,013	1,511	16,524	1 雑入	1,511	医療提供体制設備整備交付金 1,511
計	15,013	1,511	16,524			



3. 歳出  
第1款 総務費

第1項 施設管理費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	277,435	△ 16,068	261,367	1		1(00780) 給与費(国保 診療所事業費 )	△ 9,613			(繰入) △10,704	1,091	
				報酬	4,387							
				2		2(00781) 一般管理費	△ 6,455	(県補) 279	(繰入) △7,001 (諸収) 1,511	△ 1,244	会計年度任用職員(平 診療所) ・報酬 2人 4,387 ・費用弁償 2人 291 医療センター基盤修繕 工事 220 マイナンバーカードを 利用したオンライン資 格確認事業 ・ネットワーク構築業 務委託料 528 ・システム、専用端末 購入 1,870 後期研修医経費負担金 △13,751	
				給料	△ 4,482							
				3								
				職員手当等	△ 1,279							
				4								
				共済費	△ 1,487							
				8								
				旅費	291							
				10								
需用費	220											
12												
委託料	528											
17												
備品購入費	1,870											
18												
負担金補助 及び交付金	△ 16,116											
		目計		△ 16,068	279		△ 16,194	△ 153				
計	277,435	△ 16,068	261,367			△ 16,068	279		△ 16,194	△ 153		

第2款 医業費

第1項 医業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 医療用機械 器具費	10,658	0	10,658			1(00782) 医療用機械器 具費	0	(県補)			△ 77	財源振替
								77				
						目計	0	77			△ 77	
計	82,787	0	82,787				0	77			△ 77	

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(14) 15	38,588	61,714	57,236	157,538	22,708	180,246	
補正前	(11) 16	34,201	66,196	58,515	158,912	24,195	183,107	
比 較	(3) △ 1	4,387	△ 4,482	△ 1,279	△ 1,374	△ 1,487	△ 2,861	

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,592	459	1,140	1,972	9,840	1,000		
	補正前	2,289	654	1,008	1,736	9,840	1,000		
	比 較	303	△ 195	132	236				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		200	162	15,033	9,825	200	14,813	
	補正前		200	303	15,921	10,371	380	14,813	
	比 較			△ 141	△ 888	△ 546	△ 180		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 13		59,282	56,075	115,357	20,025	135,382	
補正前	(2) 14		63,764	57,354	121,118	21,512	142,630	
比 較	△ 1		△ 4,482	△ 1,279	△ 5,761	△ 1,487	△ 7,248	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,592	459	1,140	1,876	9,840	1,000		
	補正前	2,289	654	1,008	1,640	9,840	1,000		
	比 較	303	△ 195	132	236				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整手 当	
	補正後		200	162	13,968	9,825	200	14,813	
	補正前		200	303	14,856	10,371	380	14,813	
	比 較			△ 141	△ 888	△ 546	△ 180		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(12) 2	38,588	2,432	1,161	42,181	2,683	44,864	
補正前	(9) 2	34,201	2,432	1,161	37,794	2,683	40,477	
比 較	(3)	4,387			4,387		4,387	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				96				
	補正前				96				
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				1,065				
	補正前				1,065				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 4,482	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	171	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 4,653	人事異動等に伴う増減分
職員手当	△ 1,279	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 217	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,062	人事異動等に伴う増減分

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	364,400	353,075	351,600	352,620	
	平均給与月額	414,438	866,875	356,900	367,702	
	平均年齢	49歳5月	32歳3月	56歳11月	58歳3月	
令和2年1月1日現在	平均給料月額	334,800	376,000	256,900	351,975	
	平均給与月額	376,568	945,250	259,500	378,113	
	平均年齢	46歳5月	34歳3月	62歳7月	57歳8月	

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級	1	20.00	4級		
	5級			2級	4	100.00	4級	1	100.00	3級	4	80.00	3級		
	4級	2	66.67	1級			3級			〃	(1)	(50.00)	2級		
	3級						2級			2級	(1)	(50.00)	1級		
	2級	1	33.33				1級			1級					
	1級														
	計	3	100.00	計	4	100.00	計	1	100.00	計	(2)	(100.00)	計		
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級	1	25.00	4級		
	5級			2級	4	100.00	4級	1	100.00	3級	3	75.00	3級		
	4級	3	75.00	1級			3級			2級	(2)	(100.00)	2級		
	3級					2級			2級			1級			
	2級					1級			1級						
	1級	1	25.00												
	計	4	100.00	計	4	100.00	計	1	100.00	計	(2)	(100.00)	計		

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	3	4	1	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	4				
	号給数別内訳	1号給 (人)		1			
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	2	3			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	66.67	100.00					
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	4	5	1	5		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3	5				
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	3	5			
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
9号給 (人)							
比率 (B) / (A) (%)	75.00	100.00					

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.20	4.45		
補正前	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.25	4.50		
国の制度	(1.175)	(1.175)	(2.35)	有	
	2.25	2.20	4.45		

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		医療職(1)
給料総額に対する比率(%)	15.94	15.94
支給対象職員の比率(%) (令和2年10月1日現在)	30.77	30.77
代表的な特殊勤務手当の名称	医師業務、医師研究業務	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円



議案第116号

令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度南砺市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,082千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,615,382千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		935,469	1,666	937,135
	1. 一般会計繰入金	935,469	1,666	937,135
5. 諸収入		41,262	416	41,678
	5. 雑入	1,200	416	1,616
歳入合計		1,613,300	2,082	1,615,382

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		5,845	2,082	7,927
	2. 徴収費	5,755	2,082	7,837
歳 出 合 計		1,613,300	2,082	1,615,382

1. 総括 歳入歳出予算事項別明細書  
 (1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	935,469	1,666	937,135
5. 諸収入	41,262	416	41,678
歳入合計	1,613,300	2,082	1,615,382

## (2) 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	5,845	2,082	7,927			2,082	
歳 出 合 計	1,613,300	2,082	1,615,382			2,082	

## 2. 歳入

## 第3款 繰入金

## 第1項 一般会計繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 事務費繰入金	46,083	1,666	47,749	1 事務費繰入金	1,666	事務費繰入金 1,666
計	935,469	1,666	937,135			

## 第5款 諸収入

## 第5項 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑入	1,200	416	1,616	1 雑入	416	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 416
計	1,200	416	1,616			

3. 歳出  
第1款 総務費

第2項 徴収費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
1 徴収費	5,755	2,082	7,837	12	2,082	1(00799) 徴収費				(繰入)		後期高齢者医療システ ム改修業務委託料
				委託料								
						目計	2,082			416		
計	5,755	2,082	7,837				2,082			2,082		

議案第117号

令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,631千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,555千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫



第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		120,219	△ 769	119,450
	1. 繰入金	120,219	△ 769	119,450
6. 市債		13,400	30,400	43,800
	1. 市債	13,400	30,400	43,800
歳入合計		208,924	29,631	238,555

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護福祉支援事業 費		185,479	29,631	215,110
	1. 介護福祉支援事業 費	178,755	29,631	208,386
歳 出 合 計		208,924	29,631	238,555

第2表

## 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額
令和2年度 井口デイサービスセンター指定管理料	令和3年度から 令和5年度まで	千円 7,593
令和2年度 平デイサービスセンター空調設備更新工事	令和3年度	31,284

## 第3表

## 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
辺 地 対 策 事 業 債	4,500	14,800	19,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ る資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後におい ては、当該見 直し後の利 率)	借入先の融資条件 に従い償還するもの とする。ただし、市財 政の都合により、据 置期間及び償還期 限を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は低 利に借換えすることが できる。
介 護 サ ー ビ ス 事 業 債	6,900	15,600	22,500			

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	120,219	△ 769	119,450
6. 市債	13,400	30,400	43,800
歳入合計	208,924	29,631	238,555

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護福祉支援事業費	185,479	29,631	215,110		30,400	△ 769	
歳出合計	208,924	29,631	238,555		30,400	△ 769	

2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 他会計繰入金	120,219	△ 769	119,450	1 一般会計繰入金	△ 769	在宅介護支援センター運営繰入金 △3,949 デイサービスセンター運営繰入金 3,279 ホームヘルプステーション運営繰入金 △99
計	120,219	△ 769	119,450			

第 6 款 市債

第 1 項 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護福祉施設債	13,400	30,400	43,800	1 介護福祉施設債	30,400	介護サービス施設整備事業債 15,600 辺地債（介護福祉施設） 14,800
計	13,400	30,400	43,800			

3. 歳出  
第1款 介護福祉支援事業費

第1項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明	
				区 分	金額			特定財源				一般財源
								国県支出金	地方債	その他		
1 在宅介護支 援センター 事業費	88,478	△ 3,949	84,529	2		1(00812) 給与費(在宅 介護支援セン ター事業費)	△ 3,958			(繰入) △3,958		
				3	△ 1,119							
				4	△ 43					(繰入) 9		血圧計購入 9
				10	9							
				18	△ 1,327							
					目計	△ 3,949			△ 3,949			
2 デイサービ スセンター 運営費	50,287	2,395	52,682	17	2,395	2(00820) デイサービス センター運営 費	2,395			(繰入) 2,395		平デイサービスセンタ ー電動ベッド購入 527 利賀デイサービスセン ター送迎車両購入 1,868
						目計	2,395			2,395		
3 ホームヘル プステーシ ョン運営費	30,261	△ 99	30,162	1	1,600	1(00823) 給与費(ホー ムヘルプステ ーション運営 費)	△ 99			(繰入) △99		
				2	△ 1,600							
				3	△ 20							
				4	44	2(00824) ホームヘルプ ステーション 運営費	0					節組替
				18	△ 123							
					目計	△ 99			△ 99			



第 1 款 介護福祉支援事業費

第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳				説明
				区 分	金額			特定財源			一般財源	
								国県支出金	地方債	その他		
5 介護福祉支 援施設管理 費	9,729	31,284	41,013	14	31,284	1(01070)	31,284		30,400	(繰入)	884	平デイサービスセンタ ー空調設備更新工事
				工事請負費		デイサービス センター施設 管理費						
						目計	31,284		30,400	884		
計	178,755	29,631	208,386				29,631		30,400	△	769	

# 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 14	7,453	48,512	22,560	78,525	15,073	93,598	
補正前	(5) 16	5,853	51,581	23,699	81,133	15,072	96,205	
比 較	(1) △ 2	1,600	△ 3,069	△ 1,139	△ 2,608	1	△ 2,607	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		198	610	1,347		1,600		
	補正前		636	438	1,185		1,600		
	比 較		△ 438	172	162				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	12,024	6,624	120		
	補正前			74	12,513	6,773	480		
	比 較			△ 37	△ 489	△ 149	△ 360		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	10		39,072	19,417	58,489	12,286	70,775	
補正前	11		40,541	20,556	61,097	12,285	73,382	
比 較	△ 1		△ 1,469	△ 1,139	△ 2,608	1	△ 2,607	

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		198	610	1,027		1,600		
	補正前		636	438	865		1,600		
	比 較		△ 438	172	162				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			37	9,201	6,624	120		
	補正前			74	9,690	6,773	480		
	比 較			△ 37	△ 489	△ 149	△ 360		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(6) 4	7,453	9,440	3,143	20,036	2,787	22,823	
補正前	(5) 5	5,853	11,040	3,143	20,036	2,787	22,823	
比 較	(1) △ 1	1,600	△ 1,600					

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				320				
	補正前				320				
	比 較								
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				2,823				
	補正前				2,823				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,069	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	122		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,191	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 1,139	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 162	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 977	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	319,089			373,900	
	平均給与月額	353,653			390,530	
	平均年齢	46歳6月			59歳7月	
令和2年1月1日現在	平均給料月額	317,618			335,700	
	平均給与月額	350,543			351,200	
	平均年齢	46歳5月			59歳11月	

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級	1	100.00	4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級	4	44.44	1級			3級			2級			2級		
	3級	4	44.44				2級			1級			1級		
	2級	1	11.12				1級								
	1級														
計	9	100.00	計			計			計	1	100.00	計			
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級	1	100.00	3級		
	4級	4	36.36	1級			3級			2級			2級		
	3級	6	54.55				2級			1級			1級		
	2級	1	9.09				1級								
	1級														
計	11	100.00	計			計			計	1	100.00	計			

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	9			1		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	7				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	77.78						
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	10			1		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	9				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	90.00						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度末までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
令和2年度 井口デイサービスセンター 指定管理料	7,593			3 ~ 5	7,593			7,593		総事業費 予算措置額 差引 7,593
令和2年度 平デイサービスセンター空 調設備更新工事	31,284			3	31,284			30,400	884	総事業費 予算措置額 差引 31,284
5件（既設定分）	359,587		134,526		225,061		4,100		220,961	
合計	398,464		134,526		263,938		4,100	37,993	221,845	

地方債の令和元年度末における現在高及び令和2年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和元年度末 現在高額	令和元年度 繰越事業 起債見込額	令和2年度中増減見込額						令和2年度末 現在高見込額
			起債見込額			元金償還見込額			
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計	
辺地対策事業債	16,974		4,500	14,800	19,300	2,213		2,213	34,061
過疎対策事業債	5,503		2,000		2,000	2,417		2,417	5,086
介護サービス事業債	48,244		6,900	15,600	22,500	13,292		13,292	57,452
合 計	70,721		13,400	30,400	43,800	17,922		17,922	96,599

議案第118号

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,773千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

第1表

## 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金		34,489	16,198	50,687
	1. 繰入金	34,489	16,198	50,687
歳入合計		240,575	16,198	256,773

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		233,756	16,198	249,954
	1. 事業費	233,756	16,198	249,954
歳 出 合 計		240,575	16,198	256,773

1. 総括

歳入歳出予算事項別明細書

(1) 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8. 繰入金	34,489	16,198	50,687
歳入合計	240,575	16,198	256,773

## (2) 歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	233,756	16,198	249,954				16,198
歳出合計	240,575	16,198	256,773				16,198

2. 歳入

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	30,406	16,198	46,604	1 財政調整基金繰入金	16,198	財政調整基金繰入金 16,198
計	34,489	16,198	50,687			



3. 歳出  
第1款 事業費

第1項 事業費

(単位：千円)

目	補正前 の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明		
				区 分	金額			特定財源				一般財源	
								国県支出金	地方債	その他			
1 事業費	233,756	16,198	249,954	2	9,006	1(00839) 給与費（訪問 看護事業費）	15,450				15,450		
				3	4,878	2(00840) 訪問看護事業 費	748				748	訪問看護システム更新 事業 ・インストール業務委 託料 220 ・専用端末購入 528	
				4	3,001								
				12	220								
				17	528								
				18	△ 1,435								
										目計	16,198		
計	233,756	16,198	249,954				16,198				16,198		

# 給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 30	4,925	111,606	60,842	177,373	34,800	212,173	
補正前	(2) 28	4,925	102,600	55,964	163,489	31,799	195,288	
比 較	2		9,006	4,878	13,884	3,001	16,885	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,470	1,578	1,203	1,944	3,750	5,500		
	補正前	950	918	930	1,950	3,750	5,500		
	比 較	520	660	273	△ 6				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				26,582	17,605	1,210		
	補正前				24,935	16,261	770		
	比 較				1,647	1,344	440		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	29		108,461	58,996	167,457	33,254	200,711	
補正前	27		99,455	54,118	153,573	30,253	183,826	
比 較	2		9,006	4,878	13,884	3,001	16,885	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,470	1,578	1,203	1,848	3,750	5,500		
	補正前	950	918	930	1,854	3,750	5,500		
	比 較	520	660	273	△ 6				
の内訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				24,832	17,605	1,210		
	補正前				23,185	16,261	770		
	比 較				1,647	1,344	440		

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 1	4,925	3,145	1,846	9,916	1,546	11,462	
補正前	(2) 1	4,925	3,145	1,846	9,916	1,546	11,462	
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員 (外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				96				
	補正前				96				
	比 較								
の 内 訳	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				1,750				
	補正前				1,750				
	比 較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	9,006	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し	
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	362		
		そ の 他 の 増 減 分	8,644	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	4,878	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 450	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	5,328	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	272,425		276,088	334,424	
	平均給与月額	346,820		312,338	372,340	
	平均年齢	39歳2月		42歳4月	52歳1月	
令和2年1月1日現在	平均給料月額	270,075		276,088	332,564	
	平均給与月額	300,246		302,038	380,109	
	平均年齢	38歳5月		41歳7月	51歳7月	

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級	2	11.76	5級		
	6級			3級			5級			4級	2	11.76	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	12.50	3級	13	76.48	3級		
	4級			1級			3級	6	75.00	2級			2級		
	3級	1	25.00				2級	1	12.50	1級			1級		
	2級	2	50.00				1級								
	1級														
	計	4	100.00	計			計	8	100.00	計	17	100.00	計		
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級	1	7.14	5級		
	6級			3級			5級			4級	2	14.29	4級		
	5級	1	25.00	2級			4級	1	12.50	3級	11	78.57	3級		
	4級			1級			3級	6	75.00	2級			2級		
	3級						2級	1	12.50	1級			1級		
	2級	3	75.00				1級								
	1級														
	計	4	100.00	計			計	8	100.00	計	14	100.00	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	4		8	17		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	4		6	12		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)				1	
		4号給 (人)	4		6	8	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)				3	
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		75.00	70.59			
区分		行政職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	3		8	16		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	3		7	10		
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	3		7	10	
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
		7号給 (人)					
		8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)	100.00		87.50	62.50			

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	3.36	1.08	2.28
支給対象職員の比率(%) (令和2年10月1日現在)	86.21	27.59	58.62
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急呼出業務		

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国：使用距離区分(片道)2,000円~31,600円



議案第119号

令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和2年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業収益	4,074,182 千円	55,454 千円	4,129,636 千円
第2項 医業外収益	421,279 千円	55,454 千円	476,733 千円
第2款 公立南砺中央病院事業収益	2,774,095 千円	50,441 千円	2,824,536 千円
第2項 医業外収益	454,616 千円	50,441 千円	505,057 千円
第3款 病院統括事業収益	38,280 千円	△ 330 千円	37,950 千円
第1項 医業外収益	38,280 千円	△ 330 千円	37,950 千円
収入合計	6,886,557 千円	105,565 千円	6,992,122 千円
支出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	4,073,356 千円	△ 132,281 千円	3,941,075 千円
第1項 医業費用	3,948,422 千円	△ 132,281 千円	3,816,141 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	2,762,428 千円	△ 147,394 千円	2,615,034 千円
第1項 医業費用	2,642,844 千円	△ 147,394 千円	2,495,450 千円
第3款 病院統括事業費用	42,258 千円	△ 330 千円	41,928 千円
第1項 医業費用	38,475 千円	△ 330 千円	38,145 千円
支出合計	6,878,042 千円	△ 280,005 千円	6,598,037 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額397,839千円」を「不足する額390,802千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	332,860 千円	6,387 千円	339,247 千円
第3項 補助金	12,166 千円	6,387 千円	18,553 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的収入	393,942 千円	32,729 千円	426,671 千円
第2項 出資金	203,514 千円	20,563 千円	224,077 千円
第3項 補助金	3,328 千円	12,166 千円	15,494 千円
収入合計	740,345 千円	39,116 千円	779,461 千円
支出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的支出	517,127 千円	5,075 千円	522,202 千円
第1項 建設改良費	190,347 千円	5,075 千円	195,422 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的支出	607,514 千円	27,004 千円	634,518 千円
第1項 建設改良費	220,635 千円	27,004 千円	247,639 千円
支出合計	1,138,184 千円	32,079 千円	1,170,263 千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
一般廃棄物処理業務委託	令和3年度	2,676
給食調理業務委託	令和3年度	49,632
全身麻酔装置保守業務委託	令和3年度	1,254
薬剤業務支援システム更新	令和3年度	19,470
給食調理業務委託	令和3年度～令和5年度	156,618
消防用設備等点検業務委託	令和3年度～令和4年度	2,134
施設管理業務委託	令和3年度～令和4年度	58,267
医療事務業務委託	令和3年度～令和4年度	263,350
臨床検査業務委託	令和3年度～令和7年度	848,553
既決定分(6件)		163,375

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「4,148,389千円」を「3,861,861千円」に改める。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中「447,416千円」を「449,836千円」に改める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度 南砺市病院事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的収入及び支出の補正

収入 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 収益			4,074,182	55,454	4,129,636	
	2 医業外収益		421,279	55,454	476,733	
		2 他会計補助金	372,609	2,000	374,609	一般会計補助金 2,000 千円
		3 補助金	12,614	53,454	66,068	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 △ 1,316 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援事業費補助金 43,174 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急対 策事業費補助金 4,108 千円 富山県新型コロナウイルス感染症患者等 の病床確保事業費補助金 7,488 千円
2 公立南砺中央病院 事業収益			2,774,095	50,441	2,824,536	
	2 医業外収益		454,616	50,441	505,057	
		2 他会計補助金 一般・医療型療養	240,050	750	240,800	一般会計補助金 750 千円
		3 補助金	3,254	49,691	52,945	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 △ 841 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 括支援事業費補助金 40,641 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急対 策事業費補助金 348 千円 富山県新型コロナウイルス感染症患者等 の病床確保事業費補助金 9,464 千円 保育環境改善等事業費補助金 79 千円
3 病院統括事業収益			38,280	△ 330	37,950	
	1 医業外収益		38,280	△ 330	37,950	
		1 他会計補助金	37,320	△ 330	36,990	一般会計補助金 △ 330 千円

支出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業費用			4,073,356	△ 132,281	3,941,075	
	1 医業費用		3,948,422	△ 132,281	3,816,141	
		1 給与費	2,534,454	△ 139,789	2,394,665	(給料 △ 50,186 ) 医師給 △ 14,510 千円 看護師給 △ 17,594 千円 医療技術員給 △ 10,715 千円 事務員給 △ 1,697 千円 介護福祉職員給 4,410 千円 その他職員給 △ 10,080 千円 (手当 △ 34,648 ) 医師手当 6,029 千円 看護師手当 △ 28,662 千円 医療技術員手当 △ 5,538 千円 事務員手当 △ 2,328 千円 介護福祉職員手当 111 千円 その他職員手当 △ 4,260 千円 (報酬 △ 15,304 ) その他職員報酬 △ 15,304 千円 (法定福利費 △ 36,620 ) 共済組合負担金 △ 7,389 千円 共済組合追加費用負担金等 △ 248 千円 退職手当組合負担金 △ 27,480 千円 退職手当組合特別負担金 4,571 千円 その他法定福利費 △ 6,074 千円 (賞与引当金繰入額 △ 2,657 ) 賞与引当金繰入金 △ 2,657 千円 (法定福利費引当金繰入額 △ 374 ) 法定福利費引当金繰入金 △ 374 千円
		2 材料費	532,315	3,176	535,491	医療消耗備品費 3,176 千円
		3 経費	575,451	3,159	578,610	旅費交通費 800 千円 消耗品費 △ 1,317 千円 賃借料 3,676 千円
		4 へき地巡回診療費	4,215	1,173	5,388	(給料 439 ) 医師給 439 千円

						医師手当 (手当 515) 515 千円 共済組合負担金 (法定福利費 219) 219 千円
2 公立南砺中央病院 事業費用		2,762,428	△ 147,394	2,615,034		
	1 医業費用	2,642,844	△ 147,394	2,495,450		
	1 給与費 一般・医療型療養	1,470,611	△ 143,904	1,326,707		(給料 △ 27,659) 医師給 △ 16,183 千円 看護師給 △ 7,579 千円 医療技術員給 △ 7,452 千円 事務員給 697 千円 その他職員給 2,858 千円 (手当 △ 27,491) 医師手当 △ 7,316 千円 看護師手当 △ 14,030 千円 医療技術員手当 △ 7,231 千円 事務員手当 1,062 千円 その他職員手当 24 千円 (報酬 △ 30,827) 医師報酬 △ 11,136 千円 その他職員報酬 △ 19,691 千円 (法定福利費 △ 56,951) 共済組合負担金 △ 18,125 千円 共済組合追加費用負担金等 758 千円 退職手当組合負担金 △ 40,087 千円 退職手当組合特別負担金 2,796 千円 その他法定福利費 △ 2,293 千円 (賞与引当金繰入額 △ 601) 賞与引当金繰入金 △ 601 千円 (法定福利費引当金繰入額 △ 375) 法定福利費引当金繰入金 △ 375 千円
	介護型療養	92,722	△ 3,789	88,933		(手当 205) 看護師手当 30 千円 介護福祉職員手当 175 千円 (法定福利費 △ 3,994) 共済組合負担金 △ 1,012 千円 共済組合追加費用負担金等 △ 836 千円 退職手当組合負担金 △ 2,146 千円

		3 経費 一般・医療型療養	498,454	188	498,642	消耗品費 消耗備品費 雑費	△ 199 千円 79 千円 308 千円
		4 へき地巡回診療費	28,227	111	28,338	医師給 看護師給	(給料 0) △ 822 千円 822 千円
						医師手当 看護師手当	(手当 341) 302 千円 39 千円
						共済組合追加費用負担金等	(法定福利費 △ 230) △ 230 千円
3 病院統括事業費用			42,258	△ 330	41,928		
	1 医業費用		38,475	△ 330	38,145		
		1 給与費	19,171	△ 330	18,841	事務員手当	(手当 △ 45) △ 45 千円
						共済組合負担金	(法定福利費 △ 270) 6 千円
						共済組合追加費用負担金等	△ 1 千円
						退職手当組合負担金	△ 275 千円
						賞与引当金繰入金	(賞与引当金繰入額 △ 15) △ 15 千円

資本的収入及び支出の補正

収入 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的収入			332,860	6,387	339,247	
	3 補助金		12,166	6,387	18,553	
		1 補助金	12,166	6,387	18,553	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 △ 9,416 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 14,852 千円 括支援事業費補助金 医療提供体制設備整備交付金 951 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入			393,942	32,729	426,671	
	2 出資金		203,514	20,563	224,077	
		1 一般会計出資金	203,514	20,563	224,077	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 20,563 千円 臨時交付金事業
	3 補助金		3,328	12,166	15,494	
1 補助金		3,328	12,166	15,494	保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 △ 578 千円 富山県新型コロナウイルス感染症緊急包 11,743 千円 括支援事業費補助金 医療提供体制設備整備交付金 1,001 千円	

支出 款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的支出			517,127	5,075	522,202	
	1 建設改良費		190,347	5,075	195,422	
		1 医療機械器具整備 事業費	190,347	5,075	195,422	医療機械器具購入費 5,075 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的支出			607,514	27,004	634,518	
	1 建設改良費		220,635	27,004	247,639	

	1 建設附帯設備整備 事業費	41,493	12,564	54,057	公衆無線LAN構築工事 エレベーター改修工事	△ 20 千円 12,584 千円
	2 医療機械器具整備 事業費	173,027	14,440	187,467	医療機械器具購入費	14,440 千円



令和2年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号) 予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	188,561
減価償却費	271,099
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 23,300
賞与引当金の増減(△は減少)	8,948
貸倒引当金の増減(△は減少)	3,093
たな卸資産の増減(△は増加)	△ 193
受取利息	△ 100
支払利息	39,488
小計	490,596
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 39,488
業務活動によるキャッシュ・フロー	451,208

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 179,253
国庫補助金等による収入	18,553
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,700

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	138,800
企業債の償還による支出	△ 326,780
一般会計からの出資による収入	181,894
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,086

資金増減額	284,422
資金期首残高	1,413,115
資金期末残高	1,697,537

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	189,497
減価償却費	159,874
固定資産除却費	7,598
長期前受金戻入	△ 21,854
賞与引当金の増減(△は減少)	4,942
受取利息	△ 20
支払利息	59,566
小計	399,603
利息の受取額	20
利息の支払額	△ 59,566
業務活動によるキャッシュ・フロー	340,057

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 222,074
無形固定資産の取得による支出	△ 5,559
国庫補助金等による収入	15,493
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 212,140</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	187,100
企業債の償還による支出	△ 311,279
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 75,600
一般会計からの出資による収入	224,077
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>24,298</u>
資金増減額	152,215
資金期首残高	671,923
資金期末残高	<u>824,138</u>
3. 病院統括事業	
業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	△ 3,977
減価償却費	378
就学資金返還免除額	3,600
賞与引当金の増減(△は減少)	50
支払利息	33
小計	<u>84</u>
利息の支払額	△ 33
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>51</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	
修学資金貸付による支出	△ 10,800
修学資金貸付の償還による収入	1,940
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 8,860</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債の償還による支出	△ 2,743
一般会計からの出資による収入	11,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>8,860</u>
資金増減額	51
資金期首残高	45,038
資金期末残高	<u>45,089</u>

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

(1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	職員手当	計		
補正後	(107) 489	378,203	1,652,174		1,137,640	3,168,017	693,844	3,861,861
補正前	(40) 470	424,334	1,729,580		1,202,036	3,355,950	792,439	4,148,389
比 較	(67) 19	△ 46,131	△ 77,406		△ 64,396	△ 187,933	△ 98,595	△ 286,528

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	37,713	28,290	19,001	36,110	218,746	44,731	76,233	24,058
	補正前	38,011	27,318	20,705	38,118	217,593	58,253	75,911	24,852
	比 較	△ 298	972	△ 1,704	△ 2,008	1,153	△ 13,522	322	△ 794
職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	29,194		385	359,490	242,904	20,785		
	補正前	30,189		422	388,854	261,225	20,585		
	比 較	△ 995		△ 37	△ 29,364	△ 18,321	200		

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	職員手当	計		
補正後	429		1,469,140		1,091,338	2,560,478	645,838	3,206,316
補正前	422		1,527,518		1,159,774	2,687,292	748,090	3,435,382
比 較	7		△ 58,378		△ 68,436	△ 126,814	△ 102,252	△ 229,066

職員手当 の 内 訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後	37,713	28,290	19,001	32,936	209,520	43,681	72,901	24,058
	補正前	38,011	27,318	20,057	33,381	217,593	58,253	75,911	24,852
	比 較	△ 298	972	△ 1,056	△ 445	△ 8,073	△ 14,572	△ 3,010	△ 794
職員手当 の 内 訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	24,527		385	334,637	242,904	20,785		
	補正前	21,015		422	361,151	261,225	20,585		
	比 較	3,512		△ 37	△ 26,514	△ 18,321	200		

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					法定福利費	合 計
		報 酬	給 料	賃 金	職員手当	計		
補正後	(107) 60	378,203	183,034		46,302	607,539	48,006	655,545
補正前	(40) 48	424,334	202,062		42,262	668,658	44,349	713,007
比 較	(67) 12	△ 46,131	△ 19,028		4,040	△ 61,119	3,657	△ 57,462

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外 勤務手当	初任給 調整手当	夜間勤務手当
	補正後				3,174	9,226	1,050	3,332	
	補正前			648	4,737				
	比 較			△ 648	△ 1,563	9,226	1,050	3,332	
職員手当 の内訳	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	4,667			24,853				
	補正前	9,174			27,703				
	比 較	△ 4,507			△ 2,850				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 77,406	給与改定に伴う増減分		給料表改定無し	
		昇給に伴う増加分	5,733		
		その他の増減分	△ 83,139	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 64,396	制度改正に伴う増減分	△ 8,256	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		その他の増減分	△ 56,140	人事異動等に伴う増減分 特殊勤務手当の増額 時間外手当の増額 その他手当の増減分	15,858 1,153 △ 13,522 △ 59,629

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
令和2年10月1日現在	平均給料月額	276,831	462,948	272,935	263,185	247,800
	平均給与月額	330,413	997,288	320,097	324,900	277,200
	平均年齢	41歳5月	44歳5月	38歳6月	39歳6月	58歳3月
令和2年1月1日現在	平均給料月額	295,651	485,297	282,252	289,132	247,800
	平均給与月額	333,303	1,109,126	314,567	340,183	282,214
	平均年齢	40歳5月	45歳5月	39歳4月	40歳5月	57歳6月

イ 初任給

(単位：円)

区分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600			147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400
	大学卒	182,200		188,400	209,800
	大学卒(6年)		249,800	210,500	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（１）			医療職（２）			医療職（３）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級	20	62.50	6級	1	1.03	5級	4	1.90	5級		
	6級	7	9.46	3級	6	18.74	5級	10	10.31	4級	14	6.64	4級		
	5級			2級	3	9.38	4級	13	13.40	3級	102	48.34	3級	1	50.00
	4級	12	16.22	1級	3	9.38	3級	38	39.18	2級	91	43.12	2級	1	50.00
	3級	37	50.00				2級	33	34.02	1級			1級		
	2級	13	17.56				1級	2	2.06						
	1級	5	6.76												
計	74	100.00	計	32	100.00	計	97	100.00	計	211	100.00	計	2	100.00	
令和2年 1月1日現在	7級			4級	21	65.62	6級	1	0.97	5級	5	2.44	5級		
	6級	7	9.59	3級	6	18.75	5級	14	13.59	4級	16	7.80	4級		
	5級			2級	3	9.38	4級	10	9.71	3級	106	51.71	3級	1	50.00
	4級	12	16.44	1級	2	6.25	3級	43	41.75	2級	78	38.05	2級	1	50.00
	3級	36	49.31				2級	34	33.01	1級			1級		
	2級	12	16.44				1級	1	0.97						
	1級	6	8.22												
計	73	100.00	計	32	100.00	計	103	100.00	計	205	100.00	計	2	100.00	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事、技師	主事、技師	係長、主任	課長補佐	主幹	次長、課長	部長
医療職（１）	医員	医長	副部長	院長、副院長、 部長			
医療職（２）	技師	技師、薬剤師	主査、主任	係長、主査	副部長、科長	部長	
医療職（３）	准看護師	看護師	師長代理	看護師長	看護部長		
技能労務職	労務職員	相当の技能	高度の技能	多数の監督	極めて多数の 監督		

エ 昇給

区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	74	38	101	214	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	69	24	90	189	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)		2		4	
		2号給 (人)				1	
		3号給 (人)	3	3	5	18	
		4号給 (人)	66	19	79	160	1
		5号給 (人)			1		
		6号給 (人)			5	6	
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	93.24	63.16	89.11	88.32	50.00		
区分		行政職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	74	33	102	211	2	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	73	26	94	192	1	
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1	1	2	11	
		4号給 (人)	72	25	92	181	1
		5号給 (人)					
		6号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	98.65	78.79	92.16	91.00	50.00		



オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 員
給料総額に対する比率 (%)	13.20 %
支給対象職員の比率 (%) (令和2年10月1日現在)	98.77 %
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護手当、呼出手当

ク その他の手当

区 分	国の制度との異動	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市： 使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国： 使用距離区分(片道)2,000円~31,600円

## 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	令和元年度までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国県支出金	企業債	その他	
一般廃棄物処理業務委託	2,676	-	-	令和3年度	2,676				2,676
給食調理業務委託	49,632	-	-	令和3年度	49,632				49,632
全身麻酔装置保守業務委託	1,254	-	-	令和3年度	1,254				1,254
薬剤業務支援システム更新	19,470	-	-	令和3年度	19,470		18,500		970
給食調理業務委託	156,618	-	-	令和3年度～令和5年度	156,618				156,618
消防用設備等点検業務委託	2,134	-	-	令和3年度～令和4年度	2,134				2,134
施設管理業務委託	58,267	-	-	令和3年度～令和4年度	58,267				58,267
医療事務業務委託	263,350	-	-	令和3年度～令和4年度	263,350				263,350
臨床検査業務委託	848,553	-	-	令和3年度～令和7年度	848,553				848,553
既決定分(6件)	163,375	-	-		163,375				163,375
合 計	1,565,329				1,565,329	0	18,500	0	1,546,829

議案第120号

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）建設改良事業	544,775千円	△2,561千円	542,214千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	1,257,252千円	△6,561千円	1,250,691千円
第1項 営業費用	1,162,177千円	△6,561千円	1,155,616千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額695,060千円」を「不足する額690,799千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	417,693千円	1,700千円	419,393千円
第2項 出資金	169,033千円	1,700千円	170,733千円

支 出

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
第1款 資本的支出	1,112,753 千円	△2,561 千円	1,110,192 千円
第1項 建設改良費	544,775 千円	△2,561 千円	542,214 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条中「90,085千円」を「80,963千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
量水器購入	令和3年度	千円 7,662

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,257,252	△ 6,561	1,250,691	
	1 営業費用		1,162,177	△ 6,561	1,155,616	
		2 配水及び給水費	175,782	△ 2,150	173,632	給料 △ 928 職員手当等 △ 546 法定福利費 △ 505 賞与引当金繰入額 △ 145 法定福利費引当金繰入額 △ 26
		4 業務及び総係費	84,652	△ 4,411	80,241	給料 △ 1,635 職員手当等 △ 1,126 法定福利費 △ 1,315 賞与引当金繰入額 △ 283 法定福利費引当金繰入額 △ 52

資本的収入及び支出の補正

収入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			417,693	1,700	419,393	
	2 出資金		169,033	1,700	170,733	
		1 出資金	169,033	1,700	170,733	一般会計出資金 1,700

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,112,753	△ 2,561	1,110,192	

	1 建設改良費		544,775	△ 2,561	542,214	
		2 施設改良費	537,365	△ 2,561	534,804	給料 △ 882 職員手当等 △ 649 法定福利費 △ 795 委託料 △ 10,079 工事請負費 10,079 賞与引当金繰入額 △ 199 法定福利費引当金繰入額 △ 36

令和2年度南砺市水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書  
 （令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	△58,792
減価償却費	541,231
貸倒引当金の増減額(△は減少)	100
受取利息及び受取配当	△356
支払利息	51,325
未収金の増減額(△は増加)	△1,871
未払金の増減額(△は減少)	690
たな卸資産の増減額(△は増加)	△42
引当金の増減額	1,827
長期前受補助金等戻入額	△110,900
固定資産除却費	17,805
小計	441,017
利息及び配当金の受取額	356
利息の支払額	△51,325
計	<u>390,048</u>
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△496,150
他会計貸付金による支出	△300,000
補助金による収入	124,917
新規加入金による収入	10,650
負担金による収入	12,728
未収金の増減額(△は増加)	0
未払金の増減額(△は減少)	44,631
計	<u>△ 603,224</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	99,300
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△266,468
他会計からの出資による収入	170,733
計	<u>3,565</u>
現金及び現金同等物の増減額	△209,611
現金及び現金同等物の期首残高	2,082,147
現金及び現金同等物の期末残高	<u><u>1,872,536</u></u>

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一 般 職

(1) 総 括 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費			法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当			
補正後	損益勘定支弁職員		8		25,225	15,327	40,552	12,120	52,672
	資本勘定支弁職員		3		12,056	9,965	22,021	6,270	28,291
	合 計		11		37,281	25,292	62,573	18,390	80,963
補正前	損益勘定支弁職員		8		27,788	17,427	45,215	14,018	59,233
	資本勘定支弁職員		3		12,938	10,813	23,751	7,101	30,852
	合 計		11		40,726	28,240	68,966	21,119	90,085
比 較	損益勘定支弁職員				△ 2,563	△ 2,100	△ 4,663	△ 1,898	△ 6,561
	資本勘定支弁職員				△ 882	△ 848	△ 1,730	△ 831	△ 2,561
	合 計				△ 3,445	△ 2,948	△ 6,393	△ 2,729	△ 9,122

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	858	1,632	912	993		3,500		
	補正前	858	1,914	324	1,319		3,500		
	比 較		△ 282	588	△ 326				
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			164	9,810	6,773	650		
	補正前			164	11,409	7,682	1,070		
	比 較				△ 1,599	△ 909	△ 420		



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 3,445	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		給料表改定無し	
		昇 給 に 伴 う 増 減 分	176		
		そ の 他 の 増 減 分	△ 3,621	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 2,948	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 155	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 2,793	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	280,927				
	平均給与月額	344,268				
	平均年齢	37歳11月				
令和2年1月1日現在	平均給料月額	315,425				
	平均給与月額	367,031				
	平均年齢	42歳3月				

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%	級	職員数(人)	構成比%
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	2	18.18	2級			4級			3級			3級		
	4級	1	9.10	1級			3級			2級			2級		
	3級	3	27.27				2級			1級			1級		
	2級	3	27.27				1級								
	1級	2	18.18												
計	11	100.00		計			計			計			計		
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	8.33	3級			5級			4級			4級		
	5級	2	16.67	2級			4級			3級			3級		
	4級	3	25.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	3	25.00				2級			1級			1級		
	2級	3	25.00				1級								
	1級														
計	12	100.00		計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	11					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	10					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	10				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)						
比較 (B)/(A) (%)	90.91						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	11					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	11					
	号級数別内訳	1号級 (人)					
		2号級 (人)					
		3号級 (人)					
		4号級 (人)	11				
		5号級 (人)					
		6号級 (人)					
		7号級 (人)					
	8号級 (人)						
比較 (B)/(A) (%)	100.00						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月別)	25年勤続の者 (月別)	35年勤続の者 (月別)	最高限度 (月別)	そ の 他 の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収業務、開閉栓業務

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分 (片道) 2,600円~35,000円 国：使用距離区分 (片道) 2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考	
		期間	金額	期間	金額	特定財源					
						国県支出金	地方債	その他	一般財源		
量水器購入	7,662			3	7,662				7,662	総事業費 予算措置額 差引	7,662 7,662
合計	7,662		0		7,662	0	0	0	7,662		

議案第121号

令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	233,909千円	△156千円	233,753千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業費用	2,208,188千円	△3,379千円	2,204,809千円
第1項 営業費用	1,850,433千円	△3,379千円	1,847,054千円
第2款 農業集落排水事業費用	565,375千円	334千円	565,709千円
第1項 営業費用	505,993千円	334千円	506,327千円
支出合計	2,827,487千円	△3,045千円	2,824,442千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額1,537,942千円」を「不足する額1,537,786千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 下水道事業資本的支出	1,993,008千円	△156千円	1,992,852千円
第1項 建設改良費	233,909千円	△156千円	233,753千円
支出合計	2,402,323千円	△156千円	2,402,167千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条中「67,025千円」を「63,824千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
		千円
下水道事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	令和3年度	14,410
下水道事業 浄化センター保守点検業務委託	令和3年度	22,341
農業集落排水事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	令和3年度	7,382
農業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	令和3年度	41,679
林業集落排水事業 マンホールポンプ維持管理業務委託	令和3年度	77
林業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	令和3年度	4,114
個別合併浄化槽設置事業 合併浄化槽保守点検業務委託	令和3年度	4,117

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

(単位：千円)

支 出 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			2,208,188	△ 3,379	2,204,809	
	1 営業費用		1,850,433	△ 3,379	1,847,054	
		4 総 係 費	83,624	△ 3,379	80,245	給料 △ 781 職員手当等 △ 1,063 法定福利費 △ 1,222 賞与引当金繰入額 △ 265 法定福利費引当金繰入額 △ 48
2 農業集落排水事業費用			565,375	334	565,709	
	1 営業費用		505,993	334	506,327	
		4 総 係 費	6,879	334	7,213	給料 305 職員手当等 4 法定福利費 △ 49 賞与引当金繰入額 62 法定福利費引当金繰入額 12

資本的支出の補正

(単位：千円)

支 出 款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業資本的支出			1,993,008	△ 156	1,992,852	
	1 建設改良費		233,909	△ 156	233,753	
		1 管渠整備費	208,732	△ 156	208,576	職員手当等 △ 20 法定福利費 △ 128 賞与引当金繰入額 △ 7 法定福利費引当金繰入額 △ 1



令和2年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書  
 （令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

間接法

（単位：千円）

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	131,830
減価償却費	1,677,795
貸倒引当金の増減額(△は減少)	285
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	368,338
未収金の増減額(△は増額)	1,801
未払金の増減額(△は減少)	△69,795
たな卸資産の増減額(△は増額)	0
引当金の増減額	1,414
長期前受補助金等戻入額	△499,073
固定資産除却費	13,002
小計	1,625,595
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△368,338
計	1,257,259
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△271,419
無形固定資産の取得による支出	△72,226
国庫補助金による収入	66,000
受益者負担金及び分担金による収入	10,001
工事負担金による収入	5,501
未収金の増減額(△は増額)	219
未払金の増減額(△は減少)	0
計	△261,924
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	290,300
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,807,199
その他の企業債による収入	200,000
その他の企業債の償還による支出	△201,744
その他の他会計借入金による収入	300,000
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	291,577
計	△927,066
現金及び現金同等物の増減額	68,269
現金及び現金同等物の期首残高	328,091
現金及び現金同等物の期末残高	396,360

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一 般 職

### (1) 総 括

(単位：千円)

区 分		職員数(人)		給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		特別職	一般職	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		7		25,962	16,143	42,105	12,752	54,857	
	資本勘定支弁職員		1		4,299	2,605	6,904	2,063	8,967	
	合 計		8		30,261	18,748	49,009	14,815	63,824	
補正前	損益勘定支弁職員		7		26,438	17,405	43,843	14,059	57,902	
	資本勘定支弁職員		1		4,299	2,632	6,931	2,192	9,123	
	合 計		8		30,737	20,037	50,774	16,251	67,025	
比 較	損益勘定支弁職員				△ 476	△ 1,262	△ 1,738	△ 1,307	△ 3,045	
	資本勘定支弁職員					△ 27	△ 27	△ 129	△ 156	
	合 計				△ 476	△ 1,289	△ 1,765	△ 1,436	△ 3,201	

職員手当	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	1,406	1,056		576		1,800		
	補正前	1,505	1,057	324	544		1,800		
	比 較	△ 99	△ 1	△ 324	32				
の内訳	区分	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				7,902	5,588	420		
	補正前				8,472	5,855	480		
	比 較				△ 570	△ 267	△ 60		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△ 476	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分	95	
		そ の 他 の 増 減 分	△ 571	人事異動等に伴う増減分
職員手当	△ 1,289	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分	△ 126	期末手当率の引き下げ△0.05ヶ月
		そ の 他 の 増 減 分	△ 1,163	人事異動等に伴う増減分

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	平均給料月額	314,213				
	平均給与月額	368,074				
	平均年齢	42歳7月				
令和2年1月1日現在	平均給料月額	304,586				
	平均給与月額	344,202				
	平均年齢	40歳2月				

## イ 初任給

(単位：円)

区	分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和2年10月1日現在	高校卒	150,600				147,900
	短大卒	163,100		163,100	192,400	
	大学卒	182,200	249,800	188,400	209,800	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和2年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	12.50	3級			5級			4級			4級		
	5級	2	25.00	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	25.00	1級			3級			2級			2級		
	3級	1	12.50				2級			1級			1級		
	2級						1級								
	1級	2	25.00												
	計	8	100.00	計			計			計			計		
令和2年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	14.29	2級			4級			3級			3級		
	4級	3	42.85	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級	2	28.57				1級								
	1級	1	14.29												
	計	7	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

エ 昇給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正後	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)	1				
		4号給 (人)	5				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	1				
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	87.50						
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	
補正前	職員数 (A) (人)	8					
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7					
	号給数別内訳	1号給 (人)					
		2号給 (人)					
		3号給 (人)					
		4号給 (人)	6				
		5号給 (人)					
		6号給 (人)	1				
		7号給 (人)					
	8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)	87.50						

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補正後	2.25	2.20	4.45	有	
補正前	2.25	2.25	4.50	有	
国の制度	2.25	2.20	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分 (片道) 2,600円~35,000円 国：使用距離区分 (片道) 2,000円~31,600円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和元年度までの支出額		令和2年度以降の支出見込額		左の財源内訳				備考
		期間	金額	期間	金額	特定財源				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源	
下水道事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	14,410			3	14,410				14,410	総事業費 14,410 予算措置額 14,410 差引
下水道事業 浄化センター保守点検業務委託	22,341			3	22,341				22,341	総事業費 22,341 予算措置額 22,341 差引
農業集落排水事業 マンホールポンプほか維持管理業務委託	7,382			3	7,382				7,382	総事業費 7,382 予算措置額 7,382 差引
農業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	41,679			3	41,679				41,679	総事業費 41,679 予算措置額 41,679 差引
林業集落排水事業 マンホールポンプ維持管理業務委託	77			3	77				77	総事業費 77 予算措置額 77 差引
林業集落排水事業 処理施設保守点検業務委託	4,114			3	4,114				4,114	総事業費 4,114 予算措置額 4,114 差引
個別合併浄化槽設置事業 個別合併浄化槽保守点検業務委託	4,117			3	4,117				4,117	総事業費 4,117 予算措置額 4,117 差引
合計	94,120		0		94,120	0	0	0	94,120	

議案第122号

租税特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

租税特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫



## 南砺市条例第 号

### 租税特別措置法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(南砺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年南砺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(南砺市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 南砺市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年南砺市条例第242号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「延滞金の」の次に「割合の」を加え、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(南砺市下水道事業受益者分担金徴収に関する条例の一部改正)

第3条 南砺市下水道事業受益者分担金徴収に関する条例（平成16年南砺市条例第243号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「延滞金の」の次に「割合の」を加え、同項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「割合をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南砺市後期高齢者医療に関する条例附則第2項、南砺市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例附則第3項及び南砺市下水道事業受益者分担金徴収に関する条例附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第123号

南砺市高瀬コミュニティ施設条例の全部改正について

南砺市高瀬コミュニティ施設条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市高瀬コミュニティ施設条例

南砺市高瀬コミュニティ施設条例（平成17年南砺市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 散居村が育んできた自然及び伝統文化についての学習並びに都市及び地域住民との交流の場を提供し、地域の活性化を図るため、コミュニティ施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 南砺市高瀬コミュニティ施設
- （2）位置 南砺市北市128番地4

（使用の許可）

第3条 南砺市高瀬コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、使用の許可に際して、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2）コミュニティ施設の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （3）コミュニティ施設の設置目的に反し、管理運営上不相当であると認めるとき。
- （4）前3号に掲げるもののほか、コミュニティ施設の管理上特に支障があると認めるとき。

（使用権の譲渡等の禁止）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用目的以外のこと

に使用し、又は使用权を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第6条 使用者は、特別の設備をし、施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用許可の変更及び取消し)

第7条 コミュニティ施設の使用に際し、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても市は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 虚偽の申請により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が管理上特に支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由で使用できなくなったとき。

(2) 使用者が規則に定める期間内に使用の取消しを申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めるとき。

(原状回復)

第11条 使用者は、コミュニティ施設の使用が終わったときは、直ちに整理及び清掃をし、一切を原状に回復して市長の点検を受けなければならない。

2 前項の原状回復は、使用者が第7条の規定により使用の許可を取り消されたときも同様とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める

ときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の南砺市高瀬コミュニティ施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第8条関係）

施設名	面積 (㎡)	基本使用料(円)		
		午前	午後	昼間
		9時から12時まで	13時から17時まで	9時から17時まで
研修室1	18	310	410	730
研修室2	25	410	620	1,040
研修室3	18	310	410	730
研修室4	18	310	410	730
広間	25	410	620	1,040
調理実習室	15	310	410	730
展示室	33	410	620	1,040

備考

1 商業宣伝、営業その他これに類する目的をもって利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た金額を加算する。

(1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50

(2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100

2 冷暖房を利用する場合は、基本使用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。

3 使用時間の短縮を理由として、使用料金は、減額しない。

議案第124号

南砺市積立基金条例の一部改正について

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市積立基金条例の一部を改正する条例

南砺市積立基金条例（平成19年南砺市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

地方創生推進基金	南砺幸せなまちづくり創生総合戦略に係る事業の継続的な推進を図るため、資金を積み立てること。
----------	---

」を

「

地方創生推進基金	南砺市まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る事業の継続的な推進を図るため、資金を積み立てること。
----------	---

」に、

「

森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、資金を積み立てること。
-----------	---

」を

「

森林環境譲与税基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるため、資金を積み立てること。
新型コロナウイルス感染症対策基金	新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止、地域経済及び市民生活の維持等を目的として実施する事業の財源に充てるため、資金を積み立てること。

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第125号

南砺市利賀農山村滞在型交流施設条例の一部改正について

南砺市利賀農山村滞在型交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市利賀農山村滞在型交流施設条例の一部を改正する条例

南砺市利賀農山村滞在型交流施設条例（平成16年南砺市条例第182号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表を次のように改める。

2 宿泊料金

施設名	種別	区分	宿泊料金（円）	備考
			1人1夜につき	
スターフォレスト 利賀	客室（12 室）	一般	6,600	食費は、別途 実費を加算
		高校生・大学生	5,500	
		小中学生	3,850	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第126号

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正について

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部を改正する条例

南砺市イオックス・アローザ交流施設条例（平成16年南砺市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表第2の（1）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（1）南砺市イオックス・ヴァルト

区分	宿泊料金	休憩料金	夏期加算 7月及び8月	冬期加算 12月から3月まで
4人 用1 棟当 たり	25,300円	7,260円	宿泊 1,760円 休憩 880円	宿泊 3,520円 休憩 1,760円
6人 用1 棟当 たり	37,950円	10,890円	宿泊 1,760円 休憩 880円	宿泊 3,520円 休憩 1,760円
20人 用1 棟当 たり	122,100円		宿泊 4,510円	宿泊 9,020円

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第127号

南砺市五箇山合掌の里条例の一部改正について

南砺市五箇山合掌の里条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市五箇山合掌の里条例の一部を改正する条例

南砺市五箇山合掌の里条例（平成16年南砺市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表及び2の表を次のように改める。

1 合掌の里利用料金

種別	金額	備考
合掌造り 宿泊棟	宿泊	4,070円 食事の提供なし、利用者1人につき
	夕食	2,530円 利用者1人につき
	昼食	1,100円
	朝食	1,100円
	1泊2食	7,700円
	1泊3食	8,800円
	休憩	1,100円
	入浴	330円
テニスコート	1時間	660円 テニスコート1面
	半日	2,200円 テニスコート1面
	1日	4,400円 テニスコート1面
合掌コテージ	宿泊	1棟当たり 50,600円 5人を超える場合1人当たり 5,060円増し 利用時間 午後4時から翌日午前10時まで 10日以上引き続き宿泊する場合は、2割引とする。
	延長	1棟当たり1時間 3,190円 10人を超える場合1人当たり 310円増し
	休憩	1棟当たり 12,650円 10人を超える場合1人当たり 1,260円増し 利用時間 午前11時から午後3時まで
	暖房料	1棟当たり 5,060円 暖房料は、11月から3月まで

2 キャンプ場等利用料金

種別	単位	金額	備考
大人	1日	1,100円	利用者1人につき
小中学生		660円	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第128号

南砺市利賀活性化施設条例の一部改正について

南砺市利賀活性化施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫



南砺市条例第 号

南砺市利賀活性化施設条例の一部を改正する条例

南砺市利賀活性化施設条例（平成16年南砺市条例第218号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

利賀そばの郷	そばの館（展示施設）	南砺市利賀村坂上1193番地
	ごっつお館（特産品販売施設）	南砺市利賀村坂上1162番地

」を

「

利賀そばの郷	ごっつお館（特産品販売施設）	南砺市利賀村坂上1162番地
--------	----------------	----------------

」に、

「

利賀飛翔の郷	道の資料館	南砺市利賀村1468番地
	富永一朗とが漫画館	南砺市利賀村338番地
	関根薫園書道美術館	南砺市利賀村1501番地

」を

「

利賀飛翔の郷	道の資料館	南砺市利賀村1468番地
--------	-------	--------------

」に

改める。

別表第2の1の表中

「

利賀そばの郷	そばの館	310円	210円	
利賀瞑想の郷	瞑想の郷	620円	520円	
	瞑想美の館 共通			
利賀飛翔の郷	道の資料館	400円	200円	
	富永一朗とが漫画館			
	関根薫園書道美術館 共通			

」を

「

利賀瞑想の郷	瞑想の郷 瞑想美の館 共通	620円	520円	
利賀飛翔の郷	道の資料館	400円	200円	

」に

改め、同表の3の表を次のように改める。

### 3 宿泊料

施設	種別	区分	宿泊料（円）	備考
			1人1夜につき	
利賀瞑想の郷	和室	一般（高校生以上）	6,600円	食費は、別途実費を徴収するものとする。
		中学生	5,500円	
		小学生	3,850円	
利賀国際キャンプ場	コテージ	1棟当たり	25,300円	

#### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第129号

高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

高岡市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

高岡市及び南砺市が平成28年10月3日付けで締結したとやま呉西圏域連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	射水市と連携・協力して 協議会や懇談会などの推 進体制の整備・運営を主 体的に行い、都市圏ビジ ョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとと もに、高岡市及び射水市 と連携・協力して都市圏 ビジョンの推進に取り組 む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に組み 込む。	射水市と連携・協力して 圏域の戦略産業の育成に 係る各種サポート体制の 構築・推進に主体的に取 り組む。	高岡市及び射水市と連 携・協力して各種サポー ト体制の構築・推進及び 圏域の戦略産業の育成に 取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	圏域経済の裾野拡大を図 るため、各種地域資源の 活用施策に主体的に取 り組む。	高岡市と連携・協力して 各種地域資源の活用によ る圏域経済の裾野拡大に 取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びブラン ディングを推進し、国内	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光	高岡市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光

外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	施策に取り組む。	施策に取り組む。
---------------------------	----------	----------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。	高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	圏域の広域的公共交通網の構築・推進に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

I C T教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・	圏域定着の促進・強化に係る各種定住・移住施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

強化に取り組む。		
----------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第130号

射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫



射水市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

射水市及び南砺市が平成28年10月3日付けで締結したとやま呉西圏域連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して 協議会や懇談会などの推 進体制の整備・運営を主 体的に行い、都市圏ビジ ョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとと もに、射水市及び高岡市と 連携・協力して都市圏ビジ ョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に組み 組む。	高岡市と連携・協力して 圏域の戦略産業の育成に 係る各種サポート体制の 構築・推進に主体的に取 り組む。	射水市及び高岡市と連 携・協力して各種サポート 体制の構築・推進及び圏域 の戦略産業の育成に組み 組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。	射水市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資源 の活用による圏域経済の 裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びブラン ディングを推進し、国内	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光	射水市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光資 源を活用した各種観光施

外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	施策に取り組む。	策に取り組む。
---------------------------	----------	---------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。
ICT教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・	南砺市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	射水市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。

スポーツ振興施策に取り組む。		
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各

究等、圏域マネジメント 能力の強化に係る連携施 策に取り組む。	各種連携施策に取り組 む。	種連携施策に取り組む。
---------------------------------------	------------------	-------------

議案第131号

氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

氷見市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

氷見市及び南砺市が平成28年10月3日付けで締結したとやま呉西圏域連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとと もに、南砺市、高岡市及び 射水市と連携・協力して都 市圏ビジョンの推進に取 り組む。	推進体制に参加するとと もに、氷見市、高岡市及 び射水市と連携・協力し て都市圏ビジョンの推進 に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に取組 む。	南砺市、高岡市及び射水市 と連携・協力して各種サポ ート体制の構築・推進及び 圏域の戦略産業の育成に 取り組む。	氷見市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資源 の活用による圏域経済の 裾野拡大に取り組む。	氷見市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びブラン ディングを推進し、国内	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光資 源を活用した各種観光施	氷見市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光

外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	策に取り組む。	施策に取り組む。
---------------------------	---------	----------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

ICT 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	氷見市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。



信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。		
---------------------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第132号

砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

砺波市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

砺波市及び南砺市が平成28年10月3日付けで締結したとやま呉西圏域連携中  
枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとと もに、南砺市、高岡市及 び射水市と連携・協力し て都市圏ビジョンの推進 に取り組む。	推進体制に参加するとと もに、砺波市、高岡市及 び射水市と連携・協力し て都市圏ビジョンの推進 に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に組み 組む。	南砺市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。	砺波市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びブラン ディングを推進し、国内	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光	砺波市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光

外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	施策に取り組む。	施策に取り組む。
---------------------------	----------	----------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICT を活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

ICT 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	南砺市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	砺波市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

強化に取り組む。		
----------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第133号

小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

小矢部市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

小矢部市及び南砺市が平成28年10月3日付けで締結したとやま呉西圏域連携  
中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとと もに、南砺市、高岡市及 び射水市と連携・協力し て都市圏ビジョンの推進 に取り組む。	推進体制に参加するとと もに、小矢部市、高岡市 及び射水市と連携・協力 して都市圏ビジョンの推 進に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に組み 込む。	南砺市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射 水市と連携・協力して各 種サポート体制の構築・ 推進及び圏域の戦略産業 の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びブラン ディングを推進し、国内	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光 資源を活用した各種観光	小矢部市及び関係機関と 連携・協力して圏域の観 光資源を活用した各種観



外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	施策に取り組む。	光施策に取り組む。
---------------------------	----------	-----------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	小矢部市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

I C T教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び氷見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	小矢部市、高岡市及び氷見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。		
---------------------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第134号

南砺市福野文化創造センター及び南砺市都市公園（やかた一号公園）  
の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福野文化創造センター 所在地 南砺市やかた100番地
	名 称 やかた一号公園 所在地 南砺市やかた97番地
指 定 管 理 者	名 称 ヘリオス運営共同体 所在地 富山県南砺市梅ヶ島167番地1 代表者 砺波住設株式会社 代表取締役 嶋田 仁司
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第135号

南砺市井波総合文化センター等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市井波総合文化センター 所在地 南砺市山見1400番地
	名 称 南砺市井波農村環境改善センター 所在地 南砺市山見1400番地
	名 称 井波文化緑地 所在地 南砺市山見1400番地
指 定 管 理 者	名 称 オカベ・ホクタテ共同体 所在地 富山県富山市中野新町一丁目2番10号 代表者 株式会社ホクタテ 代表取締役 滝野 弘二
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第136号

南砺市体育施設（南砺市城端西部体育館等）及び南砺市都市公園（城南中央公園）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	別紙のとおり
指定管理者	名 称 特定非営利活動法人クラブJ o y 所在地 富山県南砺市城端字吉兵衛島310番地 代表者 理事 山瀬 悦朗
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
南砺市城端西部体育館	南砺市野田 7 8 番地 2
南砺市城端東部体育館	南砺市理休 4 2 9 番地
南砺市城端ペタンク場	南砺市理休 3 3 6 番地 2
南砺市城南スタジアム	南砺市泉沢字吉兵衛島 7 2 3 番地
南砺市城南テニスコート	南砺市泉沢字吉兵衛島 7 0 0 番地
南砺市城南ターゲットバードゴルフ場	南砺市野口字向野島 1 5 7 5 番地
南砺市城南野外ステージ	南砺市泉沢字吉兵衛島 2 0 0 番地
南砺市城南屋内グラウンド	南砺市城端字吉兵衛島 3 1 0 番地
城南中央公園	南砺市城端 3 0 5 番地

議案第137号

南砺市体育施設（南砺市井波社会体育館等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市井波社会体育館 所在地 南砺市井波700番地110
	名 称 南砺市井波八乙女体育館 所在地 南砺市井波273番地
	名 称 南砺市いなみ木彫りの里テニスコート 所在地 南砺市北川767番地
	名 称 南砺市東洋紡屋外球技場 所在地 南砺市山見2000番地
	名 称 南砺市井波ゲートボール場 所在地 南砺市北川245番地1
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人アイウェーブ 所在地 富山県南砺市井波700番地110 代表者 理事 寺井 正次
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで



議案第138号

南砺市体育施設（南砺市福野体育館等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	別紙のとおり
指定管理者	名 称 特定非営利活動法人ふくのスポーツクラブ 所在地 富山県南砺市寺家字八田島321番地1 代表者 理事 大西 清征
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(別紙)

管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
南砺市福野体育館	南砺市寺家八田島 3 2 1 番地 1
南砺市福野 B & G 海洋センター	南砺市苗島 4 7 9 9 番地
南砺市旅川体育館	南砺市院林 8 2 番地 4
南砺市福野北部体育館	南砺市岩武新 1 1 1 番地
南砺市福野東部体育館	南砺市百町 5 番地 1
南砺市高瀬ふれあい体育館	南砺市安清 3 1 7 4 番地
南砺市福野南部コミュニティセンター	南砺市広安 3 3 8 番地 2
南砺市アクティブ東石黒	南砺市布袋 4 3 番地 3
南砺市コミュニティ菅の山	南砺市安居 3 0 0 番地 1
南砺市旅川グラウンド	南砺市院林 8 2 番地 3
南砺市福野テニスコート	南砺市柴田屋 6 1 3 番地 1

議案第139号

南砺市体育施設（南砺市福光体育館等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福光体育館 所在地 南砺市福光616番地
	名 称 南砺市福光西部体育館 所在地 南砺市法林寺18番地2
	名 称 南砺市福光東部体育館 所在地 南砺市荒木460番地
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人福光スポーツクラブ 所在地 富山県南砺市福光616番地 代表者 理事 井口 邦雄
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第140号

南砺市福野シルバーワークプラザ及び南砺市福野高齢者共同作業センターの  
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指  
定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福野シルバーワークプラザ 所在地 南砺市院林92番地3
	名 称 南砺市福野高齢者共同作業センター 所在地 南砺市院林88番地3
指 定 管 理 者	名 称 公益社団法人南砺市シルバー人材センター 所在地 富山県南砺市院林88番地3 代表者 代表理事 長尾 益勇
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第141号

南砺市デイサービスセンター（井口デイサービスセンター）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 井口デイサービスセンター 所在地 南砺市蛇喰1010番地
指定管理者	名 称 株式会社天正 所在地 石川県野々市市柳町36番地2 代表者 代表取締役 中村 太治
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第142号

南砺市園芸植物園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市園芸植物園 所在地 南砺市柴田屋128番地
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人なんと元気 所在地 富山県南砺市山見京願1739番地2 代表者 理事 富田 健
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第143号

南砺市農林漁業体験実習館施設（南砺市たいらスキー場「ロジ峰」）  
等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市たいらスキー場「ロジ峰」 所在地 南砺市梨谷313番地6
	名 称 南砺市索道施設（たいら） 所在地 南砺市梨谷字蛇原338番地
	名 称 南砺市たいらスキー場クラブハウス 所在地 南砺市梨谷字蛇原295番地
	名 称 南砺市たいらスキー場センターハウス 「メープル」 所在地 南砺市梨谷194番地
指 定 管 理 者	名 称 株式会社長田組 所在地 富山県南砺市大島104番地 代表者 代表取締役 長田 一政
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第144号

南砺市利賀農山村滞在型交流施設「スターフォレスト利賀」及び南砺市利賀活性化施設（利賀瞑想の郷等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の名称及び所在地	名 称 南砺市利賀農山村滞在型交流施設 「スターフォレスト利賀」 所在地 南砺市利賀村坂上7番地及び18番地
	名 称 利賀瞑想の郷 所在地 南砺市利賀村上畠101番地他
	名 称 利賀国際キャンプ場 所在地 南砺市利賀村上百瀬字東山88番地他
指定管理者	名 称 一般財団法人利賀ふるさと財団 所在地 富山県南砺市利賀村上百瀬482番地 代表者 代表理事 野田 史
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで



議案第145号

南砺市福光会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市福光会館 所在地 南砺市福光7336番地4及び 7336番地5
指 定 管 理 者	名 称 ふくみつ光房株式会社 所在地 富山県南砺市福光7336番地4 代表者 代表取締役 久恵 龍三
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第146号

南砺市城端伝統芸能会館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市城端伝統芸能会館 所在地 南砺市城端1046番地
指 定 管 理 者	名 称 一般社団法人じょうはな伝統芸能・ 文化を護る会 所在地 富山県南砺市大鋸屋51番地 代表者 代表理事 松本 久介
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議案第147号

南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」及び南砺市福光紹興友好物産館の  
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指  
定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市道の駅福光「なんと一福茶屋」 所在地 南砺市中ノ江16番地
	名 称 南砺市福光紹興友好物産館 所在地 南砺市中ノ江16番地
指 定 管 理 者	名 称 道の駅福光株式会社 所在地 富山県南砺市中ノ江21番地 代表者 代表取締役 松本 浩希
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第148号

南砺市桂湖レクリエーション施設（広場緑地等利用施設 休憩所等）の  
指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指  
定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 広場緑地等利用施設 休憩所 所在地 南砺市桂字開津319番地1
	名 称 広場緑地等利用施設 コテージ 所在地 南砺市桂字山開津15番地3
	名 称 艇庫 所在地 南砺市桂字大沼1番地40
	名 称 ビジターセンター 所在地 南砺市桂字大沼1番地40
	名 称 オートキャンプサイト 所在地 南砺市桂字開津110番地他
	名 称 シャワー・トイレ棟 所在地 南砺市桂字開津111番地
指 定 管 理 者	名 称 上平観光開発株式会社 所在地 富山県南砺市西赤尾町1767番地 代表者 代表取締役 廣島 久也
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第149号

南砺市井口カイニョと椿の森公園の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市井口カイニョと椿の森公園 所在地 南砺市宮後188番地
指 定 管 理 者	名 称 特定非営利活動法人なんと元気 所在地 富山県南砺市山見京願1739番地2 代表者 理事 富田 健
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第150号

南砺市たいらスキー場施設（南砺市たいらスキー場クロスカントリー場）  
の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者を下記のとおり指定する。

令和2年12月8日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

記

管理を行わせる施設の 名称及び所在地	名 称 南砺市たいらスキー場クロスカントリー場 所在地 南砺市小来栖417番地他
指 定 管 理 者	名 称 株式会社長田組 所在地 富山県南砺市大島104番地 代表者 代表取締役 長田 一政
指 定 期 間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで